

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成27年12月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

# 平成27年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成27年12月9日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(市川圭一君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(市川圭一君) 初めに、7番杉森弘之君。

[7番杉森弘之君登壇]

○7番(杉森弘之君) おはようございます。会派市民クラブの杉森弘之です。

一問一答方式で質問してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

質問の第1は、ICT、すなわち情報通信技術を応用した教育についてであります。

周知のとおり、2011年、文科省は、今後の教育の情報化の推進に当たっての基本的な方針として、教育の情報化ビジョンを策定し、1つとして、情報活用能力の育成、2つ目に、教科指導におけるICTの活用、3つ目に、校務の情報化の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すことを明らかにしました。

2014年には、ICTを活用した教育の推進に関する懇談会を設置し、8月には同懇談会の報告書を発表しました。同報告書は、OECD、経済協力開発機構の「国際教員指導環境調査2013」で、生徒が課題や学級の活動にICTを用いる指導実践を頻繁に行う教員の割合が、全参加国中で最下位であった。さらに、我が国は、読解力、数的思考力の2分野において平均得点で第1位であったが、ITを活用した問題解決能力については、我が国がコンピューター調査を受けずに紙での試験を受けたものの割合が多く、第10位であったという結果を報告しています。

そこで、まず牛久市における生徒が課題や学級の活動にICTを用いる指導実践の現状について、どのような調査が行われ、あるいはどのような評価が行われているのか質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 指導の実践と、それから環境についてもお答えしたいと思います。

生徒が課題や学級活動にICTを用いる指導実践の調査と評価についてお答えします。

牛久市独自の調査は実施しておりませんが、文部科学省で毎年実施している学校における教育の情報化の実態等に関する調査での牛久の実態についてお答えします。平成26年度現在ですが、小中学校ともコンピューター室と普通教室、全教室が校内LANで結ばれており、どの教室からでもパソコンをつなぐとインターネット接続が可能な環境となっています。

中学校では、平成26年度にコンピューターの入れかえを行いまして、タブレット型の生徒用パソコンが40台、先生用のパソコンが5台入り、学校の中のどこにでも持ち運びができ、インターネットもできる環境になっています。小学校は、コンピューター室にデスクトップ型のコンピューターが40台整備されており、平成28年度が入れかえの時期になっています。

教員のICTを活用した指導力に関しては、得意不得意があり、授業中の活用に関しても差がある現状です。この対応としまして、指導主事が各校を回って授業の助言をしたり、情報教育支援員がコンピューター室の環境整備について支援したりしています。

これからの教育にとってICTの活用は非常に重要になると考えます。タブレットパソコン、学習ソフト、電子黒板、デジタル教科書といったICTの整備を進めるとともに、これらの機器を使った授業づくりを積極的に進めていきたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、文科省は2011年に教育の情報化ビジョンを策定後、2011年度から3年間にわたって実証研究である学びのイノベーション事業を実施し、1人1台のタブレット端末と全ての教室に電子黒板や無線LANなどが配備された環境において、ICTを活用した教育の効果、影響の検証、指導方法の開発、教育効果の測定、モデルコンテンツの開発などが実施されました。その結果、ICTを活用した教育の普及を図る上での課題として、ICT教育環境、教科等に応じた指導モデルの開発、全ての教員がICTを効果的に活用した授業を実践できるようにするための取り組み、デジタル教材の充実等が上げられています。

そこで、牛久市におけるICT教育には、今のような課題があると考えておられるのか質問をいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） コンピューター教育に関しましては、中学校では、技術の時間にインターネット、ワード、エクセルといったソフトを全ての生徒が学んでいます。インターネットを活用した調査活動、情報モラルなどを全学年で学習します。

また、1人1台のパソコンでドリル学習を通して知識の定着を図ったり、これまでの一斉授

業を改善するために各教科においてさまざまな活用をしています。

具体的には、総合や社会科などでインターネットによる調べ学習をする、大型モニターに数学の図形や社会科の資料を映して課題を提出する、実物投影機で児童生徒のノートや作品を紹介しながら話し合うといった活用をしています。

課題といたしましては、1つ目は、苦手意識もあり、教師によって使用頻度が違うことです。このことに関しましては、これから求められる学力の育成のために、また協働的な学習の推進のために、ICT教育が非常に有効だということを認識してもらうような研修、先生方で組織している教育研究会、ここの情報教育部会でのICTのよりよい活用方法についての研修、コンピューターの基本操作や学習ソフトなどの使い方について、外部講師の招聘も含めた研修を促し、全ての教員がICTを活用した授業を行えるよう支援していきたいと思います。

2つ目の課題は、機器の充実です。このことに関しましては、来年度以降の小学校のコンピューターの入れかえなどを検討しておりますので、年次計画で充実させていきたいと思っています。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ちなみに、コンピューター1台当たりの児童生徒数は、若干年数は違いますが、シンガポールは2人に1台、米国は3.1人に1台、韓国は4.7人に1台であるのに対して、日本は6.5人に1台とされています。

牛久市におけるコンピューター1台当たりの児童生徒数は何人か、おわかりであればお答えいただけます。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学校は、昨年、タブレットを入れかえましたが、まだ9.4人に1台、小学校は、14.8人に1台という現状であります。小学校のほうは、先ほどお話ししましたように、来年度の入れかえでまた検討していきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 懇談会の報告書では、ICTを活用する意義について、第1に、ICT化が進む社会への対応力の育成を挙げ、第2に、ICTの特徴を生かすことによる教育の質の向上を挙げています。そして、ICTの特徴として以下のことを指摘しています。

第1に、時間や空間を問わずに音声・画像・データ等の蓄積、送受信できるという、時間的、空間的制約を超えること。第2に、距離にかかわらず、相互に情報の発信・受信のやりとりができるという双方向性を有すること。第3に、多様で大量の情報を収集、編集、共有、分析、表示することなどができ、カスタマイズ、すなわち変更することが容易であること。

このようなICTの特徴を生かすことにより、これまで実現が難しかった学習場面が容易に

なるケースが生まれ、一斉学習、個別学習及び共同学習を効果的に行うことができるようになるとして、ICTの活用により容易となる学習場面の例として、3つ挙げています。

第1に、距離や時間を問わずに児童生徒の思考の過程や結果を可視化すること。すなわち、思考の可視化。第2に、教室やグループでの大勢の考えを距離を問わずに瞬時に共有すること。すなわち、瞬時の共有化。第3に、観察、調査したデータなどを入力し、図やグラフ等を作成するなどを繰り返し行い試行錯誤すること。すなわち、思考の繰り返しなどです。

牛久市においては、学び合い教育が実践されているところですが、この学び合い教育においてICTはどのように活用されているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 文部科学省で述べているICTの活用の3つの柱は、先ほど議員がおっしゃいましたように、1つは、先生方の校務が楽になる。2つ目は、将来にわたってICT機器を活用する能力をつけるという情報活用能力。3つ目に、授業の改善にICT機器を使って授業の個別化を図ったり、一斉指導を改善したりといった、共同的な学び合いの授業に変えていくことです。

ここで、例えば牛久市の学び合いの授業での実践ですが、例えば中学校の体育では、マット運動や跳び箱運動をしています。互いにタブレットパソコンで撮影して、お互いに比較検討しながら自分たちの技の修正点を見つけ出し、技術の向上を図っています。

英語の授業では、4人グループでタブレットを1台活用しています。1人がタブレットからの発音をイヤホンで聞き取り、それを発音します。残りの3人がその発音を聞いてノートにライティングします。発音する人は友達に聞き取ってもらうために一生懸命発音し、残りの3人は友達の発音を聞き漏らさないように一生懸命にノートをとります。このことが一斉授業で先生が発音して生徒が一斉に聞き取るより、何倍も学力の向上が見られました。

小学校の国語の授業では、学習ソフトに記入した自分の意見と友達の意見を画面上で見比べたり、プレゼン資料をパワーポイントでつくり、プロジェクターで大きく映し出して発表したりしています。

中学校の国語の授業では、自分のスピーチ練習の姿をタブレットで動画撮影し、振り返りや修正に活用しています。

それぞれの考えや活動内容を目に見える形にして、すぐに共有できる。友達と吟味、修正が何度もできる。そうしたICTのよさを生かすことで、学び合いといった共同的な学習が一層実りあるものになっています。

このことは、2年後の学習指導要領の諮問でもアクティブラーニングといった学習方法が紹介されており、この中にもICT機器の有効な活用が紹介されているとおりで。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 文科省が2011年に策定した教育の情報化ビジョンの概要によれば、特別支援教育における情報通信技術の活用が掲げられ、障害の状態、特性等に応じたデジタル教科書教材の開発として、文字の拡大、色の調節、読み上げ等の機能の付加が挙げられ、さらに情報端末へのアクセシビリティの保障として、キーボード入力に支障がある場合の入力支援装置の活用等が挙げられています。

山口県では、2007年度にICT活用事例検討委員会を設置し、ICTを活用した授業の検討や実践事例の蓄積を進め、その取り組みを特別支援教育におけるガイドブックとしてまとめています。理論編、事例編、資料編から成り、ICTを活用した授業づくりに重点を置き、ICTの活用による児童生徒の学習意欲の喚起や、コミュニケーション能力の向上、障害の特性に応じたわかりやすい授業の展開、交流及び共同学習の充実等に向けた事例等を掲載しています。

茨城県あるいは牛久市においては、特別支援教育におけるICTの活用はどのように実施されているのでありましょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、特別支援学級に専用のICT機器を常置するということはできていない状況です。ICTを使用する際には、コンピューター室に行ったり、ノートパソコンやタブレットを使用する際に教室へ持ち込んだりして使用しています。

特別支援学級での具体的な活用としては、まず学習支援ソフトを使ったドリル学習を行っています。子供の学びのスピードに応じて個別の支援ができる点、反復学習が容易にできる点などの利点が生かされています。また、書くことへの抵抗をなくし、楽しく学べる手だてとしてもICTを有効に活用しています。例えば漢字が苦手な子供であっても、ワードなどのワープロ機能でキーボード操作を学び、変換機能を使うことで自分の知らない漢字を書いたり、読みだりすることができます。この活動により、新しい知識に出会うことと同時に大きな達成感が得られています。また、大型テレビに画像や動画を映し出して教材提示をすることで、学習意欲の喚起や、集中力の持続などにつながっています。

ICTは、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障害の状況や発達段階に応じて活用することにより、学習上、生活上の困難を改善、克服させ、指導効果を高めることに有効なものです。また、学習意欲を引き出したり、注意、集中を高めたりすることにも効果があります。これらを踏まえ、今後も特別支援学級へのICT機器の整備と効果的な使用方法の工夫について検討を進めています。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。



○7番(杉森弘之君) さきの報告書では、過疎化や少子化に伴う教育における質の確保として、離島や過疎地等においては、今後の過疎化や少子化の急速な進行に伴い、学校の統廃合も困難な小規模学校が増加することが想定され、そうした学校における児童生徒の社会性の育成や、児童生徒同士の学び合いや、学校内外のさまざまな人々との共同学習、多様な体験を通じた課題探求型の学習などが困難となるなど、教育の質の確保が大きな課題となる。こうした環境においても教育の質を維持、確保するためには、例えばICTを活用して、遠隔地間の教室や施設をつなげ、年間を通じて合同授業や合同活動などを行うことも有効と考えられることから、実証研究等により検討を行うことが必要であるとしています。

牛久市においては、奥野小など小規模校で英語教育や環境教育など独自の教育の実践が行われていますが、それらとの関連も含め、小規模校におけるICTの活用はどのように実施されているのでしょうか。

○議長(市川圭一君) 教育長染谷郁夫君。

○教育長(染谷郁夫君) 小規模校においては、議員のおっしゃるように、児童生徒の社会性の育成、児童生徒同士の学び合い、校内外のさまざまな人との共同学習、多様な体験を通じた探究型の学習などが困難であるという報告もあります。こうした環境にあっても、教育の質を維持、確保し、なおかつ小規模校であることのメリットを生かした教育を展開するために、ICTは大変有効なツールであると考えています。

ICTの特徴の一つに、距離にかかわらず、相互に情報の発信・受信のやりとりができるという双方向性を有することが挙げられます。現在、奥野小学校では、総合的な学習の時間に国際理解学習の一環として、姉妹都市であるオーストラリア・オレンジ市の幼小中高一貫校との交流を行っています。議員がおっしゃいましたように、インターネットを活用したり、リアルタイムの通話や互いの学校の様子を動画や写真などで交換することなどを行っています。外国の方に自分たちの学校を紹介するという目的を持って学ぶため、奥野小学校が力を入れている英語教育や環境教育がより充実しています。

児童生徒が少ない小規模校では、機器1台当たりの使用人数が少なくて済み、使用頻度を上げることができます。また、学級数が少ない分、学級当たりの設備充足率も高くなります。これらは小規模校の魅力となっていると考えます。以上です。

○議長(市川圭一君) 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 常陽新聞11月11日号によれば、つくば市で11月10日から11日にかけてICTを活用した小中一貫教育研究大会が開催されたそうです。全国から教育関係者ら約2,400人が参加し、先進的ICT教育や小中一貫教育の公開授業を視察したとあります。この後、同市を初め先進的ICT教育を推進する全国8自治体の首長が参加して、ICT

T教育全国サミットも開催されたそうです。それぞれICT教育の取り組みを紹介しながら、今後の展望などについて意見交換を行ったとあります。

牛久市はこの大会に参加したのでしょうか。あるいは派遣をしたのでしょうか。参加した場合には、どのような感想を持たれたのか、お聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 11月10日、11日に行われましたつくば市での「全国ICTサミット（21世紀の学びを変えるICTを活用した小中一貫教育研究大会）」には、私も参加いたしました。

ICT教育全国首長サミットに参加し、ICT教育先進地域の首長さん方の発表を聞いたところであります。そこでは、IC機器の学校への導入の経緯、タブレットパソコンや電子黒板を使った授業の実際、インターネットを通じた海外の学校との交流の様子、小規模学校が統合せずにインターネットで結ばれ教育の質を向上している様子などを学びました。

ICTは教師が一方向的に教えるようなこれまでの一斉授業を変え、子供同士が学び合う中で思考力や表現力・コミュニケーション能力といった、これからの時代に必要な学力を育成するための大変有効なツールになると実感いたしました。

現場の先生も、そして私たちもそのようなことは十分に素晴らしいと熟知しているところでございますが、何分、十分に活用できない状況に私たちも憂慮してございます。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 私も2日間参加しました。市内からは8人の校長先生や一般の先生方が授業公開や分科会に参加しました。

授業公開では、さまざまなコンピューターやデジタル教科書、電子黒板を活用した授業が公開されました。全国首長サミットでは、先進地域の首長さんたちによるコンピューターの導入の経緯、その活用の実際や成果などの発表がありました。

そして、分科会では、実践発表や研究、協議とともに、研究者によるこれからのICT教育の講演もありました。

授業では、タブレット、電子黒板、デジタル教科書を活用することで、今後、文部科学省が進めるアクティブラーニング、共同的な学びのツールとしてICT機器が有効であることがわかりました。

講演会では、今後、手順どおりの仕事やマニュアルに沿った仕事はなくなっていく。そうなった時代に生きていくための学力として、共同して考える力、答えを探究していくような学力、判断力や企画力などが必要であるとの話がありました。また、ICTは、即、学力向上につながらないという話もありました。映像を使って、興味関心が高まっても、映像が消えると記憶

も消えてしまう。そういった研究もありまして、紙と鉛筆を使った学習と上手に組み合わせることが大切だといったことも学んできました。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ICT教育については、ICT関連企業もさまざまな助成事業を行っています。市場拡大を図ってのこととは思いますが、P社は教育財団が助成校を募集し、T社はモニター募集を行うなどです。ちなみに、つくば市の小中一貫校春日学園は、P社の2014年度特別研究指定校となり、150万円の助成を受けているそうです。

このような助成事業について、牛久市はどのような検討、取り組みをしているのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 現在、牛久市の小中学校でICT教育に関して企業の助成を受けている学校はありません。

企業の助成とは異なりますが、牛久第二小学校では、平成26年度に「特色ある研究校助成」として、茨城県教育弘済会の教育研究助成を受け、ICT機器購入に活用、ICT教育の推進に役立てました。

また、同校は、文部科学省の委託事業として、昨年度は「情報教育指導力向上支援事業」、本年度は「情報モラル教育推進事業」の教育教材開発を行っています。昨年度は、ALTによる外国語活動の事業とプログラミング教育を結びつけた教材を開発し、6年生で授業実践を行いました。本年度は、情報モラルに関する教材開発を行い、近く5年生のクラスで検証授業を実施する予定です。

ICTを効果的に活用して教育内容や教育方法の改善・充実に取り組むには、各種助成制度を上手に活用することはメリットが大変大きいと思われます。隣のつくば市では、議員御指摘のように、財団の助成を受けてICT教育の充実に役立て、さきのICT教育全国サミットにおいて、春日学園、竹園西小学校、竹園東中学校の授業公開、市内小中学校ICT教育実践の成果報告がなされました。こうした近隣市町村の取り組みも参考にしつつ、今後も助成制度について各校に通知し、学校の実態に応じてこれらの制度を積極的に活用していけるよう促していく考えです。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） ありがとうございます。

教育問題の最後に、これは確認の意味で市長にお聞きいたします。

ひたち野地区に中学校を新設することに関してであります。一部の人々が中学校新設したら、他の教育予算が削られる。中学校を新設したら牛久市の財政は立ち行かなくなるなどのデマを流しているとのうわさを聞いています。ためにする議論と思いますが、市議会の中でも

それに類する主張が見受けられます。

そもそも、財政とは監査委員も御指摘あるように、正しく集め、正しく使うことが本道であります。ひたち野地区の新中学校建設はまさに正しく使うことではないでしょうか。下根中のマンモス化を生徒、住民に強いる市政が正しいものとは思えません。池辺前市長が、よく「中学校を新設したら財政が大変だ、他の教育予算に悪影響がある」と盛んに吹聴しながら、他方でヤオコー跡地に20億円以上もの予算を使って地域交流センターを建設しようとしていました。中学校新設の予算は約27億円であります。さらに、500万円で購入できた小坂城址の土地を13倍もの6,340万円で池辺前市長の親族から買わせたことなどを思い起こさせます。

○議長（市川圭一君） 杉森議員。通告がないので、答弁が用意されていないと思いますので、通告をした内容を教えてください。

○7番（杉森弘之君） いやいや、教育問題ですから、答えられると思います。

間違った使い方とは、まさにこのような無駄な使い方、そして税金を私物化することなのではないでしょうか。ひたち野地区の中学校新設に反対する議員諸氏は、そのような無駄、私物化になぜ反対せず、まさに教育環境の改善に不可欠で、住民が望み、まちづくりにも大きな役割が期待される中学校新設に反対するのでしょうか。

念のため、市長にお聞きするのですが、中学校の新設の予算分を他の教育関連予算で削るなどということはないと確信いたしますが、市長の見解をお示してください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、ICTサミットに出席しました。そして、改めてこれからの教育のあり方をどうしたらいいかということをつくづく感じた次第でございます。その教育環境においても、いろいろな、マンモス校、それから牛久二中などいろいろな状況がございます。私も下根中に行きまして、学校の先生と親しく、教頭先生とお話できました。やはり、その規模に合った教育、例えばやっぱり生徒もそうですけれども、そこに働く職員の方も多くなると教頭先生はその職員を掌握できないということを言っていました。やはり、50人以上になると、学校経営に対しても難しいですよと私は聞いております。ですから、そのような状況を見まして、私はそのような、私が考えているような環境をつくるのが、これからのICTとか、それからそういう教育につながると私は思っております。

でも、ただ、そこにもやっぱり予算がございます。ICTも本当にいいのはわかっていますが、非常に高価なものである。やっぱりいろいろな補助を考えないとやっていけないと感じております。

また、学校建設にしても、非常に高額でございます。ですから、私たちは高価なものでありますけれども、私は別物として考えて、そして今までの学校教育、いろいろなインフラ整備は

最低限のことはします。しかし、我々の目的はどこなのかということをしかりと見据えて、これからのいろいろな教育とかあります。ただ、今でもやっぱりそういうことを言いますと、いろいろな流言飛語もございます。例えば、これも私も2日前に聞いたんですけれども、「根本は、ひたち野中学校をつくるから、二中をなくしてしまう」という話を、私もそんな話も聞いたところでございます。「完全にあり得ない」という話はしたんですけれども、そのようなことで、これからのあり方というものは、皆さんといろいろなのがあって、そして基本的にそういう財源をどうするか、その一部をどうするかということで、いろいろな不動産、市の資産を見直しして、少しでも皆さんに負担がかからない、そして、これからの市政、幾らかでも負担を軽くしようという操作を今必死にやっております。その辺の皆さんの御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 質問の第2番は、東海第二原発の再稼働問題と稲敷地区6市町村放射能対策協議会に関してであります。

あと3カ月ほどで福島第一原発事故から5年になります。事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。つまり、いまだに緊急事態だということです。そのために放射能被曝の許容線量が本来なら年間1ミリシーベルトであるものが、20ミリシーベルトまで許容されるという異常事態が続いているのであります。1ミリシーベルトの被曝というのは、大人のがんによる死者がICRP、国際放射線防護委員会の算出でも1万人に1人とされています。アメリカの原子力物理学者であり医学者であるジョン・コフマンは2,500人に1人に上ると発表しています。20ミリシーベルトとはその20倍になります。コフマンの説によれば、約100人に1人ということです。

しかし、周知のとおり、安倍首相は狂気のように原発の再稼働路線を猛進し、ことし8月11日には、地震火山大国であるこの日本の中でも最も活発で危険な地震火山地帯である九州鹿児島県の川内原発の再稼働を強行しました。原発回帰路線を正当化するために、デマを吹聴する安倍首相の姿は、何やら下根中のマンモス校化を正当化するためにデマを吹聴した池辺前市長の姿を彷彿させるものがあります。いわく、「国内の原発を全てとめているがために、火力発電の稼働に要する追加燃料の輸入などで毎日100億円もの国富が海外に流出しているんです」。年間4兆円近い国富を無駄にしているというのです。しかし、経済面だけで言っても、これは全くのデマです。実際には4兆円のうち、半分以上はアベノミクスの円安誘導によって輸入単価が上がったためによるものであります。そして、原発の発電コストは原発周辺地域に対する補助協力費や使用済み燃料などの安全管理費用、福島原発事故のような事故対策、損害賠償費用などをほとんど含んでおらず、それらを含めれば、水力、火力、自然エネルギーなど

と比較しても最も高い発電コストとなるだけでなく、現在の科学技術の水準では幾らかかるかはかり知れない青天井の価格になるものであります。全く経済的な観点からも原発は失格の状況にあります。

また、原発の再稼働について、日本は世界で最も厳しい基準をもとに判断するから安全だというのです。しかし、日本の規制基準は世界一どころか、世界平均にも、世界標準にも遠く及びません。例えば世界的には放射能大量放出を防ぐフィルターバントや溶けてしまった炉心を受けとめるコアキャッチャーなどをつけることが義務づけられていますが、日本はそれさえなっていない。緊急時の自衛消防隊は米国は当初から設置していますが、日本ではいまだに着手されていません。池辺前市長も日本一という言葉が好きでしたが、安倍首相も世界一という言葉で実態をごまかすことが得意なようであります。

実際に川内原発の再稼働には、事故が発生した場合の満足な避難計画も立てられておらず、つまり、原子力規制委員会の規制基準には住民の生命の保障など考慮されていません。規制委員会の田中委員長は、むしろ、規制委員会は安全を保障するものではないと居直っている始末であります。規制委員会も、電力会社も、そして政府も、実際には安全を保障するなどとは言っていません。誰も責任をとらない、総無責任体制で現在の再稼働は進められているのです。

しかも、川内原発では、30キロ圏内のいちき串木野市と日置市の議会が、再稼働前に必要な地元同意の範囲にそれぞれの市を含めるよう求める意見書を可決したにもかかわらず、福島原発事故以前のままだに、県と立地自治体だけの同意によって強引に再稼働を進めてしまっています。

国は、福島原発事故に際して30キロ圏の住民を避難させ、その後、30キロ圏内をUPZ、すなわち緊急時防護措置準備区域として広域避難計画の策定を義務づけました。つまり、原発で過酷事故が起これば、その影響は立地自治体の住民も30キロ圏内自治体の住民も同列だと国も認めたわけです。にもかかわらず、安倍首相は30キロ圏内自治体や住民の同意は得ようとしません。

これらのことは東海第二原発の再稼働をめぐっても決して楽観できる状況ではないことを示しています。既に、昨年5月に日本原子力発電株式会社は、規制委員会に対して東海第二原発の再稼働に向けて安全審査を申請しました。再稼働に向けて動いているのです。既に1年以上が経過し、これまでに開かれた審査会合は計8回で、規制委員が示した28の主要な論点の多くは議論も始まっていない。東海第二原発の沸騰水型軽水炉とは異なる加圧水型軽水炉の原発の審査が優先され、さらに審査の件数がふえたことなどが影響し、今後の見通しは立っていないとも言われていますが、安心はできません。

茨城県においては、東海村と周辺自治体5市、すなわち日立市、常陸太田市、那珂市、ひた

ちなか市、水戸市が原子力所在地域首長懇談会を結成し、さらにこの6自治体に大洗町、城里町、常陸大宮市、茨城町、笠間市、小美玉市、鉾田市、高萩市、大子町の9自治体を加えた計15の自治体は、30キロ圏のUPZに係る自治体として東海第二原発安全対策首長会議を結成しました。同首長会議は、昨年12月、原電に対して申入書を提出し、東海第二発電所地域における全ての住民の生命、身体、財産を守り、安心安全なまちづくりを進めていくためには、東海第二発電所の運転再開の可否判断等の重要事項にかかわる協議に際し、周辺市町村全ての意見が反映されることが必要であるとし、特に20キロメートルの範囲の5市については東海村と同じ権限に引き上げること。すなわち、実質的に再稼働にかかわる同意権を求めています。しかし、県も、原電も、安全協定における東海村と同等の権限、すなわち再稼働の同意権をこの5市に認めていません。

このことは川内原発と同様に周囲の自治体の同意を得ることなく、東海原発でも県と東海村の同意だけで再稼働を進めていく危険性を示しています。そこで、まず、この5市に東海村と同等の権限、すなわち実質的に再稼働に関する同意権を求める主張を支持する必要があるのではないのでしょうか。5市だけでよいのかという問題はありますが、まずこの5市にも再稼働に関する同意権を求める主張を牛久市としても支持する必要があると考えますが、市の考えを伺います。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

東海第二原発が立地する東海村の隣接自治体である日立市、常陸太田市、ひたちなか市及び那珂市は、日本原子力発電株式会社、通称原電と原子力施設周辺の安全確保と住民の健康保護及び地域の生活環境を保全することを目的として、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定、いわゆる安全協定を締結しています。

さらに、平成26年3月5日には、安全協定を締結している5市村に、先ほど杉森議員がおっしゃったとおりですが、5市村に水戸市を加えた原子力所在地域首長懇談会と県央地域首長懇話会が、東海第二発電所の安全確保に関する覚書をそれぞれ締結しております。その内容には、安全審査は発電所の再稼働に直結するものではないことを前提として、原電は、県や地方自治体に今後の発電所の再稼働の申請までに、茨城県を初め構成自治体との安全協定等を見直すこと、国に対して発電所の設置変更許可申請をするときには、申請内容について構成自治体に対して事前に十分に説明することなどが盛り込まれています。

また、同年4月17日には、原電が、原子力所在地域首長懇談会と県央地域首長懇話会を構成する11市町村の首長に対し、東海第二原発の再稼働をめぐる国への安全審査申請に向けた説明会を開き、首長側は、住民への情報提供、安全協定見直しの検討の開始、使用済核燃料の

安全対策などの申請条件を原電に求め、申請を容認するかどうかの判断を見送りました。

12月25日には、東海第二原発周辺地域15市町村で構成する東海第二発電所安全対策首長会議が原電に対し、特に発電所から原則20キロの範囲の市町村について重要事項の協議に参加できる権限の確保などを申し入れています。

これらのように、東海第二原発の再稼働をめぐる動きは活発化しておりますが、6月議会において杉森議員に答弁しましたとおり、牛久市が参加する稲敷地区6市町村放射能対策会議の総意に基づきまして、牛久市としましては、東海第二原発の再稼働については原発周辺自治体が組織する各首長会議の意向を尊重したいと考えます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 次に、2012年1月24日には、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、美浦村、利根町の6市町村が牛久市を会長に稲敷地区6市町村放射能対策協議会を結成しました。同協議会は、昨年7月の県知事への要請書で、「東海第二原子力発電所の再稼働に向けた作業がこのまま円滑に進んでいくことは想定しておりませんが、このような動きが30キロ圏外の住民に対して特段の対応がないまま進行することは問題であると考えています。稲敷地区6市町村は、事故による被害者として30キロ圏外でも原子力事故による被災地となることをその体験をもって明らかにしているのであり、30キロメートル圏内のみを対象としている茨城県の現行の原子力災害対策は、福島第一原発事故の教訓を軽視していると言わざるを得ません」と明確に述べ、原子力安全協定における重大な問題については、30キロ圏外の市町村についても情報提供と意見表明の機会を設けることを主張しています。

本年6月の定例会では、「UPZ30キロメートル圏外の県については全体としてこれを確認するという行動自体を6市町村会議では要請後は行っておりません。動向を注視しながら6市町村会議で検討していく」と答弁しています。県も、原電も、30キロ圏外に安全協定の枠組みを拡大することを認めていません。

そこで、稲敷地区6市町村放射能対策協議会として、30キロ圏外にも安全協定の枠組みを拡大するよう、少なくとも情報提供と意見表明の機会を設けるよう、県と原電に対し要請をさらに強めるべきと考えますが、その後の経緯を含め説明を求めます。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会では、平成26年、昨年7月4日に原子力災害対策について3項目の要請書を橋本県知事に提出しております。第1に、原子力災害対策について、緊急時防護措置を準備する区域UPZの30キロ圏内にとらわれることなく、県内全域の安全対策に取り組むこと。第2に、現在想定されているブルーム通過時の被曝を避けるための防護措



置を実施する地域P P Aの範囲にかかわらず、全県下の自治体における対策として、事故発生の通報体制、ヨウ素剤の備蓄及び配備などの整備を進めること。第3に、原子力安全協定における重大な問題については、30キロ圏外の市町村についても情報提供と意見表明の機会を設けることについて要請しております。

御質問の30キロ圏外に安全協定の枠組みを拡大するための要請につきましては、要請書提出の際、知事は、県内全域の安全対策としてやりたい気持ちはあるが、線引きをしないと避難計画が策定できないため、国の指針に従って進めることになるかと回答しています。しかし、一方で、国の指針が現実にはそぐわないところがあるので、県と市町村が一体となり、国に対して実態に即した対応を求める活動をしていくという回答もいただいております。

本協議会の知事への要請行動以降、平成26年8月27日には、橋本知事が全国知事会の原子力発電対策特別委員会代表として、P P Aの範囲や必要な放射線防護措置などを早急に示すよう求める提言書を国に提出いたしました。また、茨城県市長会は、30キロ圏にとらわれない原子力災害対策を求める要望書を平成26年、昨年10月22日に国に、同じく11月14日に県に提出するなど、本協議会の要請活動が各方面に及ぼした影響は非常に大きかったものと考えております。

協議会といたしましては、6月に御答弁申し上げたとおり、国・県の動向を注視して、今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今の答弁は、6月議会にも大体聞かせていただいたあれですけども、6月議会以降の動きについて聞いたわけですが、それについてはどうですか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 済みません。

6市町村会議の開催は、6月議会以降に東電の請求が1回あっただけですので、これの件については、まだ会議としては協議をしていないのが現状でございます。

ということで、先ほど御答弁申し上げたとおり、協議会としては、県・国の動向を見ていくという姿勢のままでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今後の予定についてはどうでしょうか。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 今後の予定につきましては、6市町村会議につきましては、首長さん6名の中でいろいろなお話が顔を合わせるたびにありまして、そこから指示がおりていくという形になりますので、私どものほうとしましては、一度、その下に連

絡会という、課長クラスの連絡会がありますので、その招集を一度行いたいとは考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 茨城県は、昨年12月に東海第二原発の重大事故を想定した広域避難計画の案を取りまとめ、今後、この計画案に沿って本年4月から原発周辺の14市町村がそれぞれ具体的な住民避難計画づくりを進めると報じられています。東海第二原発で重大事故が起きたときに、住民避難が必要な東海村や水戸市など半径30キロ圏内の14市町村に住んでいる人口は約96万人に上り、96万人のうち、30キロ圏の外にある県内の市町村が用意する避難所などに約44万人、福島県や栃木県など5つの隣接県の市町村が用意する避難所などに約52万人を避難させるといいます。

牛久市の受け入れ計画はどのようになっているのでしょうか。

また、福島原発事故では180キロも離れた牛久市がホットスポットとして高レベルの放射能汚染を経験しています。東海第二原発は、牛久市から65キロ、つまり約3分の1という近距離です。福島原発事故で避難を強いられた福島県の川俣町は原発から約50キロ離れています。受け入れだけでなく、牛久市自身が避難する計画も必要ではないかと思われませんが、牛久市自身の避難についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 御質問にお答えいたします。

東海第二原発の事故発生を想定した茨城県広域避難計画では、御承知のとおり、東海第二原発からおおむね30キロメートル範囲を緊急防護措置準備区域と、いわゆるUPZとして指定し、区域内の14市町村、住民約96万人を避難計画の対象としております。

その避難先については、県内のUPZに含まれない30市町村及び茨城県外とされており、牛久市もひたちなか市からの避難者を受け入れる避難先として挙げられております。しかしながら、茨城県外避難先の調整が難航しているとの報道がなされているところでございます。

今後は、国や県、ひたちなか市と避難者の受け入れに向け調整を進めてまいります。

また、牛久市民の避難につきましては、県の避難計画において対象市町村となっていないため、市民が市外や茨城県外に避難する計画はございません。災害発生の際は、屋内への退避が原則となっております。

当市は、「運用上の介入レベル」、いわゆるOILの区分に応じた防護措置を実施できるよう、国や県及び防災関係機関等と連携を図り、原子力災害対策を進めてまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 牛久市の受け入れ計画はどこまで進んでいるのでしょうか。施設の面、人の面、資材の面など、進んでいる状況についてお聞きいたします。

○議長(市川圭一君) 市民部長坂野一夫君。

○市民部長(坂野一夫君) 牛久市といたしましては、ひたちなか市からの受け入れ人数は約1万5,000人ぐらいと伺っております。ただ、その調整につきましては、一度、ひたちなか市が市のほうに訪れましたが、内容についてはまだ検討していないということでございました。

施設といたしましては、牛久市内の小中学校及び中央生涯学習センター、運動公園、福祉センターなど19カ所を想定しております。以上でございます。

○議長(市川圭一君) 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 牛久市自身の問題、つまり牛久市民の生命と財産を守るために、国や県の指示に従っているだけで守れるのかどうか、このことは大変大事な問題だと思いますけれども、その問題についてはどのようにお考えですか。

○議長(市川圭一君) 市民部長坂野一夫君。

○市民部長(坂野一夫君) お答えいたします。

今議員さんがおっしゃるように、非常に重要な問題だと思っております。しかしながら、市民の市外、県外への避難につきましては、一市町村で対応できるものとは思っておりませんので、先ほども答弁の中にもありましたが、6市町村協議会の中で要請のほうを続けて、茨城県避難計画の中に盛り込んでいただき、市といたしまして、それをもとに市民の財産、生命を守る計画を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(市川圭一君) 杉森弘之君。

○7番(杉森弘之君) 市民の生命と財産を守るために、今の国あるいは県の行っていることについて不十分であるということを考えておられるとしたら、今6市町村の協議会ということもありますけれども、自治体としてきちっと主張をしていくということも大変大切なことではないかというふうに思いますので、よく御検討をいただきたいと思います。

最後に、東電への損害賠償請求について改めて質問いたします。

6月の定例会では、執行部は、「今年度においても構成市町村の取りまとめができ次第、損害賠償請求を行う予定であり、当市の平成26年度請求額は約1,500万円となっており、これまでの請求額と合わせると約1億2,500万円を請求することになりますが、これまでの実績から見ると、未払い額が増加していくことが予想されます。損害賠償請求権の消滅時効が2021年となっていることから、法的手段をとることも視野に入れ、弁護士の助言を受けながら、訴訟や原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立てなどの手段を検討し、支払を求

めてまいります」と述べています。

3回目の請求から1年以上がたちますが、その後の経過並びに今後の計画、方針の説明を求めます。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会は、平成26年度までに3回、東京電力に対して損害賠償請求を行っており、これまで構成市町村の請求金額の合計は約5億2,500万円となっております。

牛久市の状況を見ると、平成26年度までの請求総額は約1億1,000万円、収入総額は約1,300万円、未収入総額は約9,700万円で、収入済みの割合はわずかに12%となっております。

御質問の東京電力の損害賠償請求の3回目以降の経過ですが、本年7月29日に協議会として第4回目となる4,208万1,645円の損害賠償請求を行いました。これまでの請求額の合計は5億817万2,271円となり、そのうち、東京電力から構成市町村に支払われた額の合計はわずかに3,337万4,794円で、収入済割合は6.6%にすぎません。

今回7月の請求で、牛久市は1,483万1,803円を請求し、これまでの請求額の合計が1億2,623万7,153円となりましたが、東京電力から支払われた賠償金総額は1,351万5,153円、未収入額は1億1,272万2,000円で、収入済みの割合は10.7%となっております。

協議会で東京電力に対し未収額の支払いを求めるための協議を行ったところ、原子力損害賠償紛争解決センターを通じて和解すべき、または裁判を起こすべきと、2つの意見があり、まだ協議の余地があると思われませんが、先ほど杉森議員のおっしゃるとおり、牛久市の顧問弁護士のほうからは原子力損害賠償紛争解決センターを通じて和解の道を探るべきとの見解を受けています。

損害賠償請求権の消滅時効が平成33年となっていることから、再度、協議会で検討して方向性を決定していきたいと考えています。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 今回の回答にもあったように、東電に請求をするだけではなかなか解決がつかない。また、原子力損害賠償紛争解決センターでもらちが明かないケースが多いとも聞いています。訴訟の準備ということは大変大事なことはないかというふうに思いますが、方向性を決めるというめどというものはいつごろを大体想定して考えているのか。その点についてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 環境部次長梶 由紀夫君。

○環境部次長兼環境政策課長（梶 由紀夫君） 協議会の考え方としては、まずまとまって一緒に請求をするということについては合意しています。その方法については2つの議論があるということ。それから、杉森議員おっしゃるとおり、紛争解決センターのほうでも解決つかない問題があるということもありますし、あとは会議の中で問題になったのは、裁判を起こすための費用とか、そういったものも考えていかなければならないということまでは話が出ております。

岩手県がことしの8月に紛争解決センターのほうで協議が終わりまして、お支払いをいただいたというケースがネット上にも公開されておりますが、それでも、今午久市でお支払いをお願いしている1億2,000万円余りのお金というのはほぼ人件費でございまして、人件費のお支払いいただいている率というのは大変低い数字になっております。

今見きわめるといのは、そういった岩手県でお支払いをいただいているお金につきましても、時間外の部分、人件費といっても時間外の部分がほぼ全てでありまして、この規定についても、昨年、請求権が私どものほうにも来て、今回、請求をかけたところでございますので、その辺のぐあいも見ていきながら考えていきたいというのが事務方のほうの考えでございます。

先ほど御答弁申し上げたとおり、一度、連絡会議のほうを、事務方の会議のほうを催したいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 以上で終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に11番池辺己実夫君。

〔11番池辺己実夫君登壇〕

○11番（池辺己実夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

創成クラブの池辺己実夫です。よろしくお願ひします。

それでは、質問通告書により一般質問をさせていただきたいと思ひます。今回は、一括方式で大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

大きい1つ目は、牛久市の生涯学習と文化芸術についてです。

その中の1として、各生涯学習センター利用状況の実態について、年齢層やサークル活動内容及び利用時間帯などはどうか。2つ目に、文化芸術の現状と今後のあり方についてどう考えているか。3つ目に、文化ホールの利用内容と集客数の関係はどうなっているか。

大きい2番項として、市道23号線（都市計画街路城中～田宮線）及び一般国道6号バイパスの整備について。

小さい1番として、市道23号線（都市計画街路城中～田宮線）市営青果市場から都市計画街路田宮～中柏田線との接続間の整備について。小さい2番項として、一般国道6号バイパスの進捗状況についてであります。

よろしく願いいたします。

牛久市の生涯学習のあり方と取り組みにつきましては、前回の定例市議会において私の一般質問に対し市の考え方が示されましたが、各生涯学習センター利用状況の実態について伺います。

利用している年齢層やサークル活動内容及び利用時間帯はどうなっているか。中央生涯学習センターや三日月橋生涯学習センターにおいては、既に定期的に使用している団体が多く、随時に利用申し込みをしたくても利用ができないという声も聞いています。今後、利用時間帯の区分や利用料金、また使用基準の見直しが必要と考えますが、現在の利用実態について答弁を求めます。

次に、文化芸術の現状と今後のあり方についてどう考えているか、質問いたします。

牛久市の文化芸術につきましては、ビエンナーレうしくやうしく現代美術展など、数多く開催しており、また、牛久市が生んだ河童の画家小川芋銭についても研究がなされているところであり、既に多くの成果品が出版されております。牛久市は歴史や文化芸術はまだ多くの隠されたものが存在するのではないのでしょうか。市が所有して保管している未公開の芸術品などは多くの市民に公開すべきではないかと思われませんが、今後のあり方についてお聞かせください。

次に、文化ホールの利用内容と集客数について質問いたします。文化ホールの利用は、文化協会が中心となり企画をし、多くの市民や近隣の方楽しんでいただいておりますが、現在の実態について答弁を求めます。

最後に、さらなる有効活用はどのようにすべきか、既に検討はなされていると思いますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、道路整備についての質問であります。市道23号線（都市計画街路城中～田宮線）の市営青果市場から都市計画街路田宮～中柏田線との接続区間の整備であります。

昨年の説明では、平成28年度末までには供用開始できると聞いておりますが、予定どおりの整備推進が図られているか、お尋ねいたします。

本線は6号道路西側地域における最重要路線であり、この地域の活性化はもちろんのこと、6号の渋滞緩和や隣接するつくば市からの多種多様にわたる流入が期待されるものであります。数年前から用地の先行取得及び用地補償について計画的に推進していることでありますが、総事業費、用地補償における問題点などがあるか、国庫事業費の見通しなどを勘案し、整備予定について、答弁を求めます。

次に、一般国道6号バイパスの進捗状況であります。本線は牛久市城中地内で前述した市道23号線（都市計画街路城中～田宮線）と接続し、仮のバイパスとなる重要な路線であります。この路線の整備により、先ほども私が申し上げましたが、6号国道の渋滞緩和やつくば市からの流入により西側地区への大きな期待が考えられます。今後の整備の見通しについて、供用開始の時期はいつになるのか。もちろん関係機関との調整が必要と思われませんが、わかる範囲でお示してください。

よろしく願いいたします。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから各生涯学習センターの利用状況についての実態をお答えいたします。

生涯学習センター5施設での利用状況についてでございますが、全体では平成25年度は25万4,000人であり、平成26年度には28万人の利用者がおります。

各生涯学習センターとも子供から高齢者と幅広い年齢層の方に御利用いただいている状況でございます。主にサークル活動が中心で、語学、合唱、太極拳といった趣味的な学習の分野が大半を占めており、ほかに会議、講演会等にも利用されております。

利用時間帯の区分といたしましては、午前、午後、夜間の3区分となっており、施設利用の8割が日中の午前と午後の時間帯に集中している状況で、御質問にあるように、あき利用区分を探すことが大変との声も伺っております。このようなことから、利用者の方々から利用区分等のアンケートにより、一部の方から現状のままでよいという声もいただきますが、しかし、市民の皆様の学習意欲が年々高くなることに伴い、より多くの方に利用していただくためにも、引き続き利用者の御意見をお聞きし、見直し検討してまいりたいと考えております。

次に、文化芸術の現状と今後のあり方につきましてお答えいたします。

現在、牛久市では、牛久の先人・小川芋銭の顕彰事業やピエンナーレうしくの全国公募展の開催、また文化公演事業や美術・音楽分野における各種活動並びに小中学生の芸術鑑賞事業などの文化芸術活動への支援も行っております。

市では、ビエンナーレらしく全国公募展実行委員会からの寄贈作品や小川芋銭に関する資料・作品などを有しており、市としましても、広く市民の皆様に鑑賞していただきたいと考えております。

ビエンナーレ作品については、大賞・優秀作品賞とその作家たちの最新作を展示する「回顧展」と、市内児童生徒が全国レベルの絵画を身近に学べる、学校で鑑賞できる「巡回展」を来年度は実施に向けて計画しておるところでございます。

また、小川芋銭作品については、議員の皆様を初め多くの市民からも公開の要望がありますので、誰もが気軽に見学できるような展示方法などを検討してまいります。今後も文化芸術におきまして、生きる喜びや楽しさにあふれた市民が誇れるまちづくりのために努めてまいります。

最後に、文化ホールの利用内容と集客数の関係についてお答えいたします。

文化ホールの平成26年度の利用は187日で、7万9,000人の利用がありました。催事内容は、文化協会企画のコンサートや貸館でのコンサート、講演会、各種発表等に幅広く利用されております。

文化協会の公演は、平成26年度には7公演が企画され、6,600人の集客数で8割弱の集客率となっております。平成27年度は、6公演中、現在3公演が開催され、2,300人の集客数で7割弱の集客率となっております。

また、貸館ホールとして、立地場所がよいことや十分な駐車場が確保されていることから、市内外問わずリピーターが大変多く、稼働率も6割強と近隣の施設に比べ高くなっている状況でございます。

反面、催しの希望が土日等に重なることが多く、月初めの利用受け付けの際には利用団体との日程調整に苦労しているところであります。

今後は、市民の皆様方の趣味嗜好を探り、未使用日にはホール見学会等を企画し、利用促進を図ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

先日の柳井議員、そして守屋議員におかれましても、牛久市が文化芸術の香り高いまちであるようにという思いが伝わってまいります。私もそのようなまちづくりを切望する一人でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（市川圭一君）** 建設部長山岡康秀君。

**○建設部長（山岡康秀君）** それでは、私のほうからは市道23号線、市営青果市場から都市計画街路田宮～中柏田線の接合間の整備についてお答えいたします。

まず、市営青果市場前よりつつじが丘団地の入り口である市道697号線までの整備状況につきましても、既に家屋移転3件を含む全ての用地を取得しまして、昨年度より盛り土工事を



実施しております。今年度におきましては、引き続き盛り土工事並びに擁壁工事を実施しまして、その後、雨水管の布設工事を実施する予定となっております。当該区間の供用開始時期につきましては、平成28年度に改良舗装工事を実施し、平成28年度末の供用開始を予定しております。

次に、市道697号線から県施工の都市計画街路田宮～中柏田線までの区間の整備状況につきましては、平成25年度より事業に着手しており、平成27年11月現在、計画面積の約75%の用地を取得し、事業に伴う家屋移転も、17件のうち、7件が既に契約済みとなっております。今後も地権者の皆様方の協力をいただき、引き続き用地の取得、家屋の移転等を進めてまいるところでございます。

また、牛久小学校の南側より国道6号バイパスとの接続部までの区間につきましては、当初、平成27年度末の開通を予定しておりましたが、牛久小学校南側の交差点への信号機設置が来年度に変更になったことに伴い、工事を平成27年度と28年度の2カ年に分けて施工し、信号機がつき次第、供用開始をいたします。

最後に、今後の整備事業における問題点ですが、本事業は国からの交付金を受け事業を進めておりますが、平成24年12月に発生しました中央道笹子トンネルの天井板落下事故以来、既存の道路施設に対する防災・安全への意識の高まりにより、国の配分も道路の新設整備から既存施設の維持管理の強化へと変わってきております。このため、国・県への要望活動は継続して実施しているものの、市道23号線の整備に対する交付金が平成26年度におきましては要望額に対し55%、今年度においては約59%となっており、事業の進捗に大きな影響を及ぼしております。したがって、交付金の交付状況等の影響から、当初、平成28年度の全線開通で事業を進めてまいりましたが、平成30年度末の全線開通となる予定でございます。

市としましても、23号線は、議員御指摘のとおり、国道6号の渋滞緩和や地域の活性化等につながる大変重要な路線であると認識しておりますので、今後も引き続き要望活動を行い、必要な交付金を得て早期の全面開通を目指し、鋭意進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、一般国道6号バイパスの進捗状況についてお答えいたします。

牛久土浦バイパスは、牛久市遠山町から土浦市中まで、延長15.3キロメートルのバイパス事業でございます。これまでに、つくば市西大井から土浦市中村西根までの延長約3.9キロメートルが暫定2車線で開通済みとなっております。また、つくば市高崎から同市西大井までの延長1.9キロメートル及び土浦市中村西根から同市中まで、延長2.7キロメートルについては、平成26年度に新規事業化されてございます。

牛久市内区間としましては、平成20年度に事業化された起点部遠山町から城中町の延長1.

3キロメートルについては用地買収を進めており、平成26年度には、埋蔵文化財の試掘調査及び改良工事の一部を実施したところでございます。

平成27年3月末現在での用地取得率は約9割となっており、現在、残りの用地買収、及び用地がまとまって取得したところから、埋蔵文化財の試掘調査を進めていくと聞いております。

また、今後の見通しですが、現時点で明確な開通時期については公表されていないのが現状でございます。しかし、国道6号の慢性的な渋滞対策を初め、西側地区の活性化、そして首都圏中央連絡自動車道の全線開通という、今後の大きな展開等を視野に入れながら、円滑に交通網の整備を図るべく、当該地区の早期開通に向けまして計画的な事業進捗を国交省を初め関係機関へ引き続き強く要望してまいる所存でございます。

○議長（市川圭一君） 池部己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） 済みません。1つだけ聞きたいんですけども、芸術品の保管場所というのは特別あるのか。私はちょっと勉強不足なんですけれども、答えられる範囲で結構なんです、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 芸術作品の保管場所に関する再質問にお答えをしたいと思います。

当市が所有しております芸術作品につきましては、中央生涯学習センターの2階に美術保管庫を設置しております、そちらのほうで保管をしているという状況でございます。この保管庫につきましては、室温を20度、湿度に関しましては50～60%に保持した状態で、かつ週1回、作品の点検を行った上で作品の状況を管理しているという状況でございます。そのほか、年に1回、燻蒸作業ということで、殺虫、殺卵、それから殺カビといった作業を行うことで、作品の維持に努めているという状況でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 池辺己実夫君。

○11番（池辺己実夫君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（市川圭一君） 以上で、池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時5分といたします。

午前11時48分休憩

---

午後 1時05分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 改めまして、こんにちは。長田麻美でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。一問一答方式にて、大きく分けて3点の質問となります。

まず、休日、夜間における小児救急医療機関の確保について質問させていただきます。

現在、本市におきましては24時間体制で診療が可能な小児科がない状況でございます。そのため、小児救急輪番制により牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、河内町、美浦村、阿見町の6市町村で協力医療機関に申し入れを行い、通常の医療機関で小児科外来を実施していない土日、平日の夜間について、輪番で小児科外来を開設しておりますが、確認の意味も含め、市内での輪番担当の病院数、その時間帯をお示しください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 小児救急医療輪番制における病院数と時間帯についてお答えいたします。

小児救急医療輪番制は、茨城県保健医療計画に基づきまして、近隣6市町村で協力医療機関に申し入れを行い、通常の医療機関で小児科外来を実施していない土日、平日の夜間に輪番で小児科外来を開設しております。

実施医療機関は4医療機関で、市内では牛久愛和総合病院、つくばセントラル病院の2カ所、市外では東京医科大学茨城医療センター、龍ヶ崎済生会病院の2カ所となっております。

時間帯は、月曜から金曜の平日18時から21時、土曜日の14時から17時、日曜の9時から15時となっており、祝日は実施してございません。

なお、小児救急対応を24時間体制で実施している病院は、小児救急医療圏の県南東部ににおいて2カ所ございまして、JAとりで総合医療センターと総合病院土浦協同病院となっているところでございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） それでは、その輪番制の市民への周知方法について教えてください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 小児救急医療輪番制の周知方法についてお答えいたします。

保健センター年間事業予定表「すこやか」に掲載し、毎年3月1日に全戸配布をしているところでございます。また、市のホームページ及び毎月15日号の広報紙に掲載し、周知を図っているところでございます。

さらに、茨城県が作成しております「子どもの救急ってどんなとき？」という冊子を乳児健

診時に配布し、救急時の受診医療機関の周知とともに、救急時の家庭でできる対応や受診の目安「茨城子ども救急電話相談」等の御案内を行いまして、救急医療の適切な利用を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） もちろん、平日の日中に診察に幼児を連れていけるのが望ましいことは承知しておりますが、日中に連れていけない共働きの御家庭がふえていることもありますし、子供のけがや急病はいつ起こるかわからないものです。特に、小児ぜんそくの発作やてんかん、熱性けいれん、アレルギー症状などは、夜間や深夜に突然起きてしまうことが多いと思われま。日中は微熱程度だったのに、夜間に高熱になってしまったということは、お子さんをお持ちの方のほとんどが経験しており、そこから熱性けいれんやその他の症状を引き起こしてしまう可能性もございます。小児ぜんそくを持っている子は、深夜にひどい発作が起きると、常備薬では治らず、吸入や点滴をしてもらえない状況ですし、ほかの急病やけがでも緊急を要する場合がございます。

近隣で24時間小児科医が診療を行ってくれるのはJAとりで総合医療センターと土浦協同病院の2つの病院だけということですが、自家用車がなく夜間の公共交通がない時間帯に長距離の移動が困難な御家庭もあり、移動手段があったとしても取手に行こうか土浦に行こうか迷い、果たして苦しそうな子を車に乗せ、取手や土浦まで行くべきなのだろうか。また、病院に着いてどれくらい待たされるのであろうかなどと考え、朝、市内の病院が開くまで待ってしまい、病状が悪化してしまったという保護者の声も多く耳にいたします。

市内では、牛久愛和総合病院の土曜日14時から17時までと、つくばセントラル病院の水曜日夜間18時から21時までということですが、この限られた時間にタイミングよく受診できる可能性はとて少ないと思います。輪番制の協力病院はほかに龍ヶ崎済生会、東京医科大学茨城医療センターもございますが、わざわざ、きょう輪番担当の病院を調べ、龍ヶ崎や阿見まで行くのであれば、いつも小児科医がいる取手か土浦まで行ってしまおうと思うのが保護者の通常の心理であると考えます。

輪番制運営負担金として540万円の予算が使われているわけですが、本市としまして、予算がもっと有効に用いられ、時間外の小児医療の受診サービスが充実し得るような改善の要望内容やお考えがございましたら、お示しください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 時間外の小児医療受診サービスの拡充方針についてお答えいたします。

小児救急医療輪番制における時間帯の拡充につきましては、これまでも医療機関に状況を確

認しながら、拡充対応を要望してまいりました。小児科医の確保が困難な状況の中で、平成25年度から祝日以外の全ての曜日に実施できる体制が整えられたところでございます。

今後、小児救急輪番制を構成する6市町村で引き続き協議し、市民の皆様の御要望や利用状況を確認しながら、祝日及び夜間時間帯の拡充を医療機関に要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 近年、救急車が安易に使われていることが問題とされていることも考えますと、市内に各家庭から時間外に受診しやすい環境があることは、とても重要だと感じます。全国的に小児科医の先生方が少なく大変な状況なこともございますので、市内病院とも十分な連携をとりつつ、今後、他の自治体の見本となるような、よりよい小児医療体制の充実を期待いたします。

続きまして、特定不妊治療助成についてお尋ねいたします。

近年の日本では、夫婦10組に1組の割合で不妊症であると言われております。妊娠できないという悩みを持つ御夫婦はとても多いです。不妊の原因は、女性だけではなく、男性側にも原因が40%近くあると言われ、晩婚やストレス社会、食事などによる生活習慣病も増加していることも関係し、現在、不妊症の方がふえつつあります。不妊の原因は人によって違い、また不妊治療も人によって治療法は違ってきます。妊娠できる体であるのに、タイミングが悪く妊娠できない方。機能障害が原因で自然妊娠を望めず、不妊で悩んでいる方。たくさんの方々が妊娠できない不安や悩みを抱えております。

少し前までは不妊の原因などは解明されていみせんでしたが、今では病院での不妊治療は確実に進歩し、不妊治療が受けられる施設や病院も増加しつつあります。しかし、病院で行う不妊治療は、精神面での負担も大きくなります。また、高額で医療費の負担がとても大きいので諦めてしまう方も多いと聞いております。

負担軽減のために指定不妊治療費助成制度が制定されておりますが、現在、本市での指定不妊治療の助成を申請された方の人数をお示しく下さい。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 特定不妊治療助成の申請者数についてお答えいたします。

市では、平成19年度より不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、県の不妊治療費助成事業の交付を受けている方を対象に県不妊治療費補助交付額を超えた金額について、5万円を限度に助成を行う特定不妊治療費助成事業を実施してございます。

特定不妊治療助成の過去3年間の申請者数は、平成24年度56名、平成25年度66名、平成26年度54名となっております。本年度、平成27年度は11月末現在で46名となつ

ております。

申請者年齢の内訳は平成26年度で、30歳から34歳までが12名、35歳から39歳までが27名、40歳以上が15名となっております。また、平成19年度から26年度までの実人数の申請者数は205名で、延べ556回、平均2.7回治療を行い、そのうち、妊娠した方は128名で、出産者数は85名となっております。

不妊に関する相談は、県で設置しております不妊専門相談センターで実施しておりますので、市への直接の相談は現在のところはございません。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 助成の対象となる事項の中に、茨城県が指定する医療機関において実施した治療であることとありますが、本市において指定医療機関はありません。また、県内の指定医療機関自体もとても少ないように感じます。県ではどのように指定医療機関の認定をしているのか、その認定の基準についてお示してください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 特定不妊治療における指定医療機関の認定基準についてお答えいたします。

国は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱で、不妊に悩む方への特定治療支援事業において、実施医療機関の指定要件に関する指針を提示しております。

指針の中では、施設整備基準と配置すべき人員の基準がありまして、それぞれ必須基準と望ましい基準が示されております。施設整備基準では、必須設備として、診察室・処置室・採卵室・胚移植室・培養室を有し、凍結保存設備があり、各室に備える機器や清潔レベルなどが決められております。

配置すべき人員の基準では、医師、看護師、胚培養士がそれぞれ1名以上となっております。医師は産婦人科専門医で、2年間の不妊治療経験と日本産婦人科学会の登録施設での1年以上の勤務または研修修了者で、常勤であることとなっております。

さらに、そのほかの必須条件として、日本産婦人科学会への治療経過や妊娠出産までの個別調査票の登録、医療安全管理体制の確保、体外での配偶子受精卵等の操作におけるダブルチェック体制の確保、事業の実績成果の調査協力をすることとしております。

医療機関の指定は、このような国の提示しました指針に基づきまして、県が実施要綱を定め、医療機関からの申請を受けて審査を行った上で指定しているというところでございます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 不妊治療の助成の対象となるのは、女性の卵巣から卵子を体外に取り出して受精させ、数日の培養後、女性の体内に戻すという治療法の体外受精と顕微受精のみで

すが、先ほど述べたように、不妊の原因も違えば治療法も変わってきます。自然妊娠に近い形の治療法である人工授精について、今後、助成していく見込みがあるのか、教えてください。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） 特定不妊治療助成として人工授精を対象とする見込みについてお答えいたします。

不妊症の治療は、保険適用となる検査や治療を行った結果、妊娠できない場合に、保険適用外の高度生殖医療として、人工授精、そして体外受精、顕微受精と段階的に治療が行われます。

人工授精は、採取した精子を子宮腔内に注入する治療法で、費用は約1万円から3万円。体外受精は、採取した卵子と精子を同じ容器に入れて受精を待つ治療法で、費用は約20万円から60万円。また、顕微受精は、顕微鏡で確認しながら採取した卵子に精子を直接注入し受精させる治療法で、費用は約25万円から50万円となります。

国は、不妊に悩む方への特定治療支援事業において助成となる治療は、高額な治療費用のかかる配偶者間の体外受精と顕微受精に要する費用としておりまして、県の実施要綱においても同様の助成対象となっております。市といたしましては、県の交付決定を受けた方に対する助成としておりまして、高額な治療費用のかかる治療法を優先と考え、現状では、人工授精の費用について、助成対象とする予定はございません。

しかしながら、国は、11月26日に開催されました一億総活躍国民会議において、不妊治療助成への拡充を盛り込んでおるところでございますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 人工授精も体外受精や顕微受精ほど、もちろん高くはないのですが、1万円から3万円というのも決して安い金額ではないと思います。子供が欲しいのに、なかなか授からない方々に県や自治体が積極的に寄り添い支援していくことが、少子高齢化が深刻化していく中でとても重要だと思います。より一層の御理解を賜りたいと思います。

次に、市民の方から牛久市の指定ごみ袋の価格と形についての要望がございましたので、質問をさせていただきます。

牛久市は、可燃物用各サイズ3種類、不燃物用2種類、プラスチック2種類の指定ごみ袋があります。その中で、市民の最も利用頻度の高い可燃物用のごみ袋について牛久市と龍ヶ崎市の製造コストや販売単価を調べてみました。その結果、可燃物用の1枚当たりについて、牛久市の大袋の製造コストは2回の入札の結果、7円24銭及び8円であるのに対して、形とサイズが異なりますが、龍ヶ崎市の大袋の製造コストは7円20銭と、龍ヶ崎市の製造単価のほうがやや低いという結果でした。ちなみに、指定ごみ袋の製造請負業者の選定に関しては、牛久

市は同一年度に2回の入札を実施しています。その理由は、原材料の価格の変動などを考え、安くできるように、入札を複数回に分けていると伺いましたが、実際、2回目は、原材料が高騰したために1回目よりも高くなったと聞いております。そのことを踏まえ、指定ごみ袋の販売価格の引き下げの見込みについてお示してください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市指定ごみ袋の販売価格の引き下げについての見込み、お答えいたします。

現在の牛久市のごみ袋の販売価格の内訳は、卸価格に取扱店の利益分を加算した価格になっております。卸価格につきましては、製造費用に搬送費用及び消費税を含めた価格で決定しております。製造費用は、牛久市で指定ごみ袋製造業務の入札を執行した際の落札額が基本となっております。

納品された指定ごみ袋は、牛久市シルバー人材センターを通じて配送され、各取扱店の店頭に並んでおります。各取扱店とは販売契約を取り交わしており、この中で販売価格の上限をごみ袋の大きさ、種類ごとに定め、上限より高く販売することを禁止しております。ただし、企業努力での上限価格以下で安く売るとは、自由競争の原理の中で取扱店の裁量として認めております。

御質問にありました指定ごみ袋の製造業務発注につきましては、例えば年に1回のみで行い、納品回数は発注を2回行ったときと同じく年間5回とした場合、ごみ袋を製造するために必要な原材料の価格が年間を通じて安定していないことから、年間の後半に原材料費が上昇した場合には製造費用がコスト的に合わなくなったり、業者側から途中での契約解除申し入れがあったほかの自治体の例もございます。また、逆に原材料費が値下がりした場合は、発注者側である牛久市にとっては不利益となる可能性がございます。それならば、製造業務発注を1回とし、納品も1回とすればよいのではないかという考えもございますが、現実には1年分の大量のごみ袋を全て安全に保管できる公共施設はないため、納品を1回とすることはできません。そのようなことから、発注者側である牛久市と製造業者側双方のリスク回避のため、年間2回以上に分けて製造業務の発注を行っております。

また、近隣市町村の指定ごみ袋の販売価格と比較しても牛久市のごみ袋が突出して高いということではございませんので、現時点での販売価格の引き下げの計画はございません。しかし、今後の社会情勢の変化や消費税の引き上げが政府の予定どおり実施された場合には、販売価格の見直しは検討しなければなりません。

また、議員におかれましても、クリーンセンターの延命工事には多くの費用がかかりますので、ごみ減量にかかわる活動もこれからもよろしくお願い申し上げます。



○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） ごみ袋は毎日使うものですから、諦めず製造コストを下げる努力をしていただき、販売価格の引き下げ実現に期待をいたします。

次に、指定ごみ袋の形についての質問をいたします。

市民の方から、龍ヶ崎市やつくば市のごみ袋はレジ袋型のため、かけることも可能で、縛りやすく、とても便利である。牛久市の指定ごみ袋もレジ袋型にできないのかという相談を受けました。

既にレジ袋型の龍ヶ崎市と販売価格を比較しましたところ、両市ではいずれも10枚1セットで販売されておりますが、牛久市の可燃物用の大袋は税込み111円で販売されているのに対して、龍ヶ崎市の可燃物用の大袋は税込み110円と、多少ではございますが、龍ヶ崎市のほうが安いという結果でした。

牛久市の大袋は45リットルで龍ヶ崎市の大袋は40リットルと内容量の差はございますが、販売価格を上げることなく、牛久市指定ごみ袋をレジ袋型に変えることについて、どのようにお考えか教えてください。

○議長（市川圭一君） 環境部長坂本光男君。

○環境部長（坂本光男君） 指定袋にとじひもをつけることについての御質問にお答えをいたします。

ごみ袋のタイプには、平袋タイプとレジ袋タイプの2種類がございます。現在、当市で使用している指定ごみ袋は平袋タイプになります。平成25年第3回牛久市議会定例会において、沼田議員の御質問にお答えしたとおり、平袋タイプの指定ごみ袋につきましては、平成7年度に指定ごみ袋モデル事業調査として、市内3行政区を対象に3カ月間、大きさや色など種類ごとに違うごみ袋を実際に使用していただき、使用者である市民の皆様から使用状況の御意見を参考に平袋タイプに決定した経緯がございます。

また、龍ヶ崎市の指定ごみ袋の製造基準については調査をしておりますが、牛久市の指定ごみ袋の製造基準については、作成仕様書の中で、寸法、品質、強度等について、JIS規格を採用し製品の均一化を図るとともに、外国で製造されたごみ袋が国際情勢等の影響で納品が遅れた当市を初めとして他の市にも例があることから、製造にかかわる工程全てを国内生産工場に限ることとしております。

御質問のレジ袋タイプは、持ち手の部分の型抜きやマチ部分の作成の工程がふえることや、型抜き工程の際に発生する残部分の処理費等の経費が増額することにより、平袋タイプと比較すると20%以上のコスト高となること。さらに、レジ袋への変更要望がまだ少数であることから、現時点では、指定ごみ袋の形状の変更につきましては計画をしております。

今後も、指定ごみ袋は市民生活に一番身近なものであることから、しっかりとした製品を確実に御利用いただけるように心がけ、さらに市民の声に耳を傾け、社会経済情勢等を勘案しながら、市民の負担増にならないようにしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 長田麻美君。

○5番（長田麻美君） 2年ほど前にも同じような内容の一般質問がほかの議員よりされたことは存じております。しかし、それからの改善がされておらず、また今回のような相談を市民の方からされるということは、ずっと不便であると感じたままの市民の方が多いということなのではないのでしょうか。もとより市民の方々から税金をいただいて運営しているわけですので、販売価格が高くなってしまいう理由で、使いづらいままというのは、住民サービスをしていく上で市民への寄り添い不足があると思われても仕方がありません。

既にレジ袋型の龍ヶ崎市も現在の牛久市のごみ袋の価格とほとんど変わらない値段でレジ袋型になっておりますので、そういうことも踏まえていただき、いろいろな角度から見直しをしていただきまして、販売価格を上げずに、より使いやすくしていく努力をお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

次に、9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） 会派は市民クラブ、民主党の黒木のぶ子です。

質問の形式は一問一答方式で行いますので、よろしく願いいたします。

まず、選挙の投票率のことについて質問したいと思います。

国では、昨年12月の衆議院議員の選挙での1票の格差が問題となっているところですが、一方では、過日行われました土浦市長の選挙が余りの低投票率であったことが話題となっております。市長、いわゆる首長には、義務として納税された税金の執行権は言うに及ばず法的な権力が委ねられるという重要な役割を担う立場にあります。このように投票率が28.42%と、首長選挙では、新聞の報道によりますと、戦後最低と言われております。

このような低投票率となったことについてはさまざまな議論のあるところですが、土浦市の市長選ばかりではなく、県知事選や県議選において、過去に牛久市でも低投票率となっております。低投票率ですと、民主主義の劣化を招くばかりか、粗悪な政治につながると言われております。やはり、健全な民主主義を維持発展させるためには常に投票率に注視する必要があると考えます。

そのような中で、牛久市では4月に市議選、9月の市長選と二度の選挙がありました。投

票率を上げるための広報活動をどのようにしたのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 投票率アップのための広報活動についての御質問にお答えいたします。

市議会議員選挙、市長選挙における投票率アップのための広報活動につきましては、第2回定例会におきまして、石原議員に答弁したとおり、牛久市役所、牛久駅の東西及びひたち野うしく駅東西に、選挙の懸垂幕及び横断幕を掲示し、市内大型店舗には、店内放送において、期日前投票及び投票日当日の投票の呼びかけを行っていただくとともに、広報紙、ホームページ及びかっぱメールによる選挙の周知、公用車による街頭広報、牛久駅東口における選挙啓発ティッシュの配布及び投票の呼びかけを行う選挙啓発キャンペーンを行っております。

また、投票所入場整理券につきましては、世帯ごとに1通送付している市町村が多い中、牛久市におきましては、有権者一人一人に送付し、周知を図っております。

これに加え、市長選挙からは、牛久市コミュニティFM及び茨城放送のうしくシティチャンネルを活用した広報並びに選挙公報の市ホームページへの掲載も実施いたしました。

しかしながら、投票率の向上のためには、選挙管理委員会の啓発のほか、第3回定例会におきまして、長田議員に答弁したとおり、小学生や中学生から選挙に触れる機会が必要であると思われまます。

小学校では、小学校6年生の社会科の分野で国や市議会の働きを学び、中学校では、公民の分野で選挙制度を学ぶとともに、生徒会選挙を、選挙で使用する記載台及び投票箱を選挙管理委員会から借用し、選挙を身近に感じ政治参加の大切さに気づかせることを目的に実施している学校もございます。

選挙管理委員会におきましても、将来の有権者も含め、引き続き啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今回の2回の選挙に関しましては、横断幕や懸垂幕、そして選挙広報等を走らせた通常の状況であります。でも、牛久で過去に施行されました何回かの選挙状況を見ますと、市長選については平成3年度は68.54%と高く、低かったのは19年度の41.71%とかなりの差があります。また、一番身近な選挙と言われます市議会議員選挙では平成23年度、これは東日本大震災の直後であり、候補者数も1名オーバーという状況での投票率は45.98%でしたから、そのような状況の中で仕方がないのかなというふうに思っておりましたが、今回は多くの候補者が出たのにもかかわらず、23年度比約2%上回っただけです。市議選においては、平成3年70.23%、平成7年62.39%、そして19年

度までずっと50%以上をキープしてきたわけですけれども、先ほど申しあげましたように、23年度の大震災の直後が45.98%、今回が48.1%と、本当に投票率が下がっているということに対して、やはり問題としていかなければならないと思います。

その辺については、先ほど申しあげましたように、23年度は別格といたしまして、今回、48.1%という投票率について、そのような結果になってしまった総括はどのように執行部としてしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今議員おっしゃるように、今回の市議選、4月の市議選は48.1%、それから市長選におきましては47.16%ということで、一番低いときからはちょっと上がっているという今お話もありましたけれども、やはり私どもとしまして、投票率というのは市民のやはり権利ということもありますので、そこを上げるような、先ほど答弁にしたような、そういう努力をもっとしまして、なるべく上げるような努力をこれからもしていきたいと思っています。

それと、先ほどの答弁の中にありましたように、今度、18歳以上ということで選挙年齢が下がるということもございますので、やはり小学生、中学生、そういうところの選挙啓発もこれからもしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 確かに、後で質問したいと思っておりますけれども、来年、参議院議員の選挙におきまして18歳というふうに低くなっていくことについても、後で教育長等に質問させていただきたいと思います。

次に、投票率を上げるために、投票所の見直しについてであります。現在の投票所は行政区単位になっているように見受けられますが、投票率を上げるため、今までどのように見直してきたのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

これまで投票区を見直し、また分割するときは、投票区の区割を踏まえつつ、投票所への距離及び投票区の人数がおおむね3,000人となるよう見直ししてまいりました。

しかしながら、行政区の区割では、投票区の人数がふえてしまう、距離が遠くなってしまふような場合には、行政区の区割にはこだわらず、町名や地番単位での投票区の見直しも行ってきたということでございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今の答弁ですと、投票所の一応3,000人の区割りがマキシマム

というふうに捉えた形でということなのですが、例えばうちのほう、投票率を上げるために投票所が近くにあるということが大切な要因ではなかろうかと思います。例えば田宮2丁目のマンション、コルサムがあるわけですが、すぐ近くに神谷二区の区民会館での投票ができるというふうになっているんですが、田宮行政区であるがために、駅東口の投票所まで行かなければならない。高齢化された人たち、例えばシルバーカーを押しながら東口の投票所まで、それこそ常磐線の線路を越えて東口の期日前投票所まで行くのは大変な状況で、どうしても投票に行かないというような有権者も、そのような声も聞こえておりますので、この辺のマンションの周辺の方たち、その辺の方たちもやはり同様な声を言っておりますので、ぜひ、投票所がどこに行きやすいのかというようなアンケート等をとっていただければというふうに考えるわけですが、執行部としての考え方はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

投票区につきましては、平成22年の茨城県議会議員選挙の際にひたち野地区の見直しを行い、現在の24投票区となっております。

議員がおっしゃるように、住んでいる場所によっては指定された投票所よりも他の投票所のほうが近いケースもあり、また、田宮投票区投票所におきましては、投票日の前日まで期日前投票所として使用していることから、投票日当日に他の投票区の方が「ここで投票したい」、「前日まで投票ができたのに、なぜ投票できないのか」といった意見も寄せられております。

このような「近い場所で投票したい」などの意見のある中、国におきましても選挙制度の課題として、本年3月に出了されました総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会中間報告では、投票日当日におきまして、有権者の利便性の面から、期日前投票と同様に、市内の投票所のどこでも投票ができるような、これは検討です、検討がなされているということもございます。

現在、投票所のアンケートの実施や投票区の見直しの予定はございませんが、投票区を見直す際には、区長を通じて投票区の方の意見を聞きながら、投票しやすい環境を整えることに重きを置き、投票区設置の目安となる有権者数2,000人から3,000人の基準及び投票所までの距離等を総合的に勘案し、国の選挙制度改正の動向を注視しながら見直しを検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） ただいまの答弁ですと、今、国のほうの総務省の動向を見ながら検討するということなのですが、早目に検討しませんが、国の動向というのは、あくまで国が示すまでの期間というものがあるはずですから、それまで待ってられません。来年の7月には、

ちまたで言われているように、衆参同日選挙があるのではなかろうかというふうにも言われておりますし、やはり、その前に改善できるものは改善するというような方向性を牛久市の執行機関として、皆さん、進めていくべきではなかろうかというふうに考えておりますが、それについてはあくまで国の動向を見ながら、注視しながらというふうな方向性でいるかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

やはり、国の選挙、県の選挙、市の選挙、もちろんありますけれども、やはり国の動向というものは一番注視しなければいけないことだと思います。かつ、やはり身近な選挙ということで牛久市の選挙がございますので、それらもちろん総合的に勘案しながら、今議員おっしゃるように、いろいろな御意見を伺いながら改善できるものは改善するという方向性だけはきちんと持ってこれからも進んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 繰り返しになりますけれども、やはり投票に行きやすい地の利や高齢者に対応した、そういうふうな投票を考えて、あくまで法的な縛りがないのであれば、当然、有権者の意向に沿った形で、早く、それこそ1時間でも早く、私たちはよく市民に向かって言うんですけども、やはりそういうふうなスタンスの考え方で行政は対応してもらわないと、確かに部分によっては、国の受託事務みたいなそういう部分もありますけれども、やはり牛久市に住んでいる方たちの利便性や、まして、投票率の低下ということは民主主義の、先ほど申しましたように、劣化というか、そういうものにつながっていく可能性が大でございますので、その辺についても、なるべく早い検討をしていただければと切に考えるところであります。

続きまして、先ほど答弁いただきました、来年より18歳まで選挙年齢が下げられますが、現在でも20代の若者の約半数の47.7%が投票は自由と考えているわけですね。それに対して、高齢者は義務であると考えて42.9%が義務としており、そしてまた39.2%が権利ということで、年とったというか、ある一定の年齢を経た人たちは、やはり投票するということは義務と権利を一对として考えているわけですが、このような、やはり教育をされないままに、来年のとりあえず参議院の選挙においては18歳まで選挙権があるようになるわけですが、総務省関連の財団法人が全国調査をしてわかったとされていますが、このような結果を踏まえ、今後、やはり教育もしないままに、「はい、選挙権をどうぞ」と渡されても、やはり戸惑うのは渡された18歳から二十歳ぐらいの十分な教育もされないままに選挙権だけを渡されたとしても、やはり何か、そこには無理が生じてくるのではないかとということで、学校におきまして、政治的中立性に配慮しながら、民主主義の意義とあわせ、投票しないことで失うもの

があることや、投票で何かが変わるといった、主権者教育に対し、公校教育、とりわけ小学生、児童にはそのようなことを言ってもわからないと思いますが、中学生の教育の現場において、ぜひ指導していただければと考えるところではありますが、教育長はどう考えるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 主権者教育ですが、今現在使っている3年生の公民の教科書には本当に軽くしか載っておりません。そこで、ことしから茨城県の選挙管理委員会が県内全ての中学3年生にこのようなリーフレットを配っております。これを使って市内の中学3年生はみんな授業を今しております。

中は、「私たちの暮らしはとても大事なもののなのに、ふだんは気づかないことがたくさんあります。ちょっと振り返ってみてください。こうなったらいいな、あなればいいな、そんな願いをかなえるために、私たちはどうしたらいいでしょう。大人になる前に少しだけ、政治の扉をあけてみましょう」ということで、「18歳選挙権がやってくる」、「18歳選挙権で何が変わるの」、「私たちが主役」、「これが民主主義」、「私たちが未来を決める」、「私たちもみんなの代表者になれる」、「選挙の歴史や民主主義の道」ということがありまして、一番最後にはがきがついておりまして、そしてここに自分の住所と名前を書くようになっております。中身は、「3年後には選挙権を持ち投票することができます。そのときあなたはどんな理由で誰を選ぶのでしょうか。そこにはどんな未来が待っているのでしょうか。あなたの3年後の自分にメッセージを書きましょう」ということで、3年後の自分にメッセージを書きまして、切り取って市の選挙管理委員会に送りますと、県の管理委員会に行きまして、18歳になったら自分に届くというような制度がありまして、今、牛久一中はまだ授業中ですが、残りの4校は市役所のほうに集まっております、これから県に届けるようなことでもあります。

こうしたことを通しながら主権者教育を進めていければなと思っております。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、教育長のほうから答弁いただきましたけれども、公民の中でどのように今教えているということで、少しは安心したんですけども、そのようなあれは、本当にどのぐらいの時間を割いて教育しているのか、本当に二、三分ですと通り過ぎていってしまうのか、その辺について、ちょっとお聞きしておかなければならないかなと思います。その辺の時間の配分について、どのぐらい時間をかけておりますか、お尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 済みません、ちょっと何時間でこのパンフレットをこなしているかは、ちょっとまだ調査しておらないんですが、牛久一中などは今まさにやっている最中だとい

うことでしたので、また調べておきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） しっかりと教育の現場で民主主義は何たるか、選挙をすることによってどうなるかというふうなことを、それこそ、先ほど申しましたように、中立性を持った形で公平に指導していただければと思っております。

次に、今、各自治体で始まったらしいんですけども、選挙前に私たちの選挙広報というものに対して自分の公約的なものを書いたものが各戸に配られるわけですけども、それがホームページ等に通年載せているというのも一つの投票率が上がることではないのかというふうに論評している、そういう政治アナリストもおりますので、ぜひそういうものも一つの考え方として考えていただければと思います。ホームページにずっと掲載しているというのは、東京都小平市や八戸、稲城、横浜、愛知県の犬山市、京都府の長岡京市、東広島市など、次々とホームページに掲載しているということなので、それぞれの議員たちの自分の責任の所在のやはり市民に対する一時の広報活動ではなくて、ずっとそれに載っているということは、一つの投票率を上げるための手法かなと思っておりますので、ぜひそのことについて検討していただければと思いますが、そのようなことについては、再質問の中でどうなんだと言われても、答弁に困りますけれども、ぜひ考えていただければと思っております。

続きまして、うしくグリーンファームについて質問したいと思います。

うしくグリーンファームが保有する農地の売却についてですが、この件に関し、第3回定例会では、補助金頼みのグリーンファームの運営を指摘されましたが、執行部としての見解は、存続、経営と生産性の向上での収益を図っていくとの答弁でありましたが、やはり赤字経営が続き、税金の投入が必要となった場合、これ以上の税金の投入は無理とされる限度と、そうしたときの売却のタイミングなどはある一定の執行部でのやはりシミュレーションの中に織り込んでいく必要があると思っておりますが、その辺のタイミングについてお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市が保有する農地の売却についてでございますが、現在、グリーンファームでは、阿見町地内の農地につきまして、本年の第3回定例会の石原議員の一般質問でもお答えしたとおり、農業を営むことを目的として、阿見町農業委員会の総会を経て取得したものでありますので、現時点では売却は考えておりません。

現在、阿見町に耕作放棄地再生利用交付金の申請を行い、畑として利用するため再生作業に着手しており、今後生産性を上げ収益を延ばし健全な運営を図っていきますので、よろしく御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、現在、グリーンファームは社長がおりません。社長の人選を早くし、そして招聘して



健全な運営をしていただくように努めてまいります。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、市長のほうから答弁がありましたけれども、まさに私も、農地法の縛りもあることながら、やはりせっかく買った農地をそのまま、どうせ売るときにはたたかれて安くなるというのが大体通り一遍の相場でございますので、やはり利活用が必要であろうとは思いますが。だから、その次のほうにいろいろ質問事項を書いておきましたけれども、今、この間、グリーンファームの会計報告をいただいたわけですが、一応、グリーンファームは黒字ということになっております。そういう中でBDFとペレット事業、これを除いたときに、グリーンファームの農業の単体だけではどのような収益になっているのかということ。それとやはり農業だけを考えたときに、将来についての見通しについて等、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農業部門での見通しということなんですけれども、全員協議会のほうでもお示ししましたとおり、昨年度のグリーンファームの総売り上げが4,632万5,000円ほどでございます。そのうち、農産物の加工品も含めてのものなんですけど、3,328万4,000円ほどでございます。グリーンファームの場合、農業生産法人になっておりますので、農産物の売り上げが50%以上でなければいけないという縛りがございます。これで計算しますと78%ぐらい農産物として占めていると思います。

今後につきましても、先ほど出ました阿見町の7.6ヘクタールの畑を活用しまして、今の時点ではちょっとジャガイモをつくる予定なんですけれども、ジャガイモは、うしくグリーンファームの稼ぎ頭になっていきますので、それを含めて、今後もその比率を多くしていきたいというふう考えております。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今御答弁いただきましたけれども、売り上げが農業だけ分離したときに約3,300万円あるよということですし、売り上げも50%以上なければ農業生産法人という名称からしてやはりだめなんだというような御答弁いただきましたけれども、前にも同じような質問をしているんですけど、ペレットとBDF、これはグリーンファームから直接市が購入しているのではないですよ。要するに、一回、媒体というか、小売業者から牛久市が買うというような、そういう買い方をしていると思うんですけど、販売店から買う形にしないで、直接、市が今ストーブ111台稼働しているというようなことなんですけれども、その111台の例えばペレットについても、グリーンファームから直接、中間的な販売店を経

ないで買うということは、これは絶対的にできないことなのかどうかということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 黒木議員、これは事前に通告してありますか。

○9番（黒木のぶ子君） いや、していません。これは要するに流れの中で今聞いているわけです。

○議長（市川圭一君） 利活用について、できれば関連した質問をお願いいたします。黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 利活用というか、利活用の中で、今2つをグリーンファームがつくっているわけですから、その製品をつくっているわけで、その使うものがやっぱり市役所、イコール、各公共の施設で使っているということなので、関連事項であると考えますけれども。通告には別にやらなくても、これは関連の質問という形で聞けないんですか。

○議長（市川圭一君） 一応、一般質問は先ほどもございましたが、通告制ということになっております。通告に従って答弁も作成しておりますので、その旨を踏まえた上での質問をお願いいたします。黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 全然、私は関連の生産しているグリーンファーム、農業法人が生産しているものですから、全然、それは聞いても、通告になくても、関連質問ということで、ぜひ質問しておかなければならないというふうに考えたわけですが。

それでは、じゃあ、通告のほうに。でも、関連質問というのは、やはりどんどん関連していいと思うんですけどもね。

○議長（市川圭一君） 一問一答ですから、その答弁に対してまた質問することは問題ないと思うんですが、最初から答弁にもない質問というのはどうなのかと思いますので、一応、通告制ということ、先ほども言いましたが、こちらに利活用についてということで、1番から5番項までございます。それについての答弁で再度質問していただくのであれば構わないと思います。

○9番（黒木のぶ子君） それでは、続いて、グリーンファームの利活用について、農業生産法人となり、広大な農地を耕作しているわけですが、農業分野は今後弱体化が想定される中で、大切な食の生産分野の拠点として、農業に若者が夢を持つことができる実験農場としてのさまざまな利活用のためのポートフォリオといいますか、そういうものをぜひ、ただ、先ほど答弁がありましたように、バレイショをつくっているというだけではなくて、やはり牛久市には、どんどん少なくなっていくとはいえども、農業をなりわいとしている、そのような専業農家の方たちもおりますので、いろいろな形で試していただければというふうに思っております。

まず、子供たちの緑育の場としてグリーンファームの活用についてですが、牛久市の発展の

形態は、何回も申し上げておりますように、東京のベッドタウンとして人口流入があり、そしてまた、なおかつ、ひたち野地区においても今なお人口の増加が見られて、きのうのお話ですと、マンション、随分あきがあった中で全て完売というような話も伺っているわけですが、このようなマンション等に住んでいる子供たち、もしくはその人々、そういう人たちが、異口同音、言われるには、マンションの利便性は鍵一本でどこにでも行くことができるというふうには言われますが、それとは裏腹に、自然とのかかわりが希薄となるので、マンションで育つ子供たちは、毎日食べる野菜がいつが旬で、いつがとれる状況がどのようになっているのかということに対して興味も示さないし、全く一つの食としてしか捉えないというようなことなので、これでは自然とのかかわりも少なくなりますし、農業というものを意識する子供たちは全くいなくなってしまうのではないかというような声も聞いています。今の時代、大人でも農業にかかわっていなければ、野菜の収穫時期や成育の過程など目にすることはありません。そのような状況がよい環境とは言いがたく、何でも興味を示す子供の育ちの中に、大きく育った大木も、毎日食べる野菜も、小さな一粒の種からできるという学習の機会の場として、グリーンファームを一つの利活用の場にしてはどうかと考えるところですが、そのような考えについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） ただいまの緑育につきましての御質問にお答えいたします。

確かに、開発等がされまして、緑が少なくなっているというのは実情にあるところだと思っております。緑育につきましては、学校の仲間ですとか、保護者、地域の人たちと一緒になり緑を育てることによりまして、相互のつながりや、緑を大切にす文化、また人間性、心を育てるという観点からすばらしいことと考えております。

しかし、当該地につきましては、先ほどお答えしましたとおり、採算性を上げるために必要な畑でございますので、当該地を緑育の場としての利用は、現時点では考えておりません。

また、議員御指摘のとおり、子供たちが旬をわからないということも現実でございます。毎月、教育委員会と献立会議というものを開いております。その中でも、なるべく給食の中で、旬の野菜をたくさん使っていただくということで話し合い等を持っておりますので、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） グリーンファーム以外で緑育に対する教育はなされているので、改めてグリーンファームを緑育の場にして教育するというのは生産性が上がらないからやらないというふうなことなんです、やはり、広い農地の中でいろいろな体験ができる。体験学習は

今学校で、各学校では取り入れていると思いますが、そういう場もやはり健全な子供たちの情操教育も、感情的なそういうものを育てるためにも、ぜひ、緑育というのは必要であるというふうに思っております。今の社会現象を見ましても、やはりそういう子供たちの心のゆとり、そしてまた大人の心のゆとり、そういうものが欠落しているがために、いつも目を覆いたくなるような事件が発生しているわけですから、本当はそういうものをぜひやってほしいというふうには考えているところですが、できない理由を前面に出されて「やりません」と言われれば、それをやるのがやっぱり執行部の方たちなので、その辺については留保しておきます。

農業については、本当に今までTPPの問題とか高齢化の問題、そういうものでどんどん耕作放棄地が増加するばかりで、本当に農地の保全なんていうものはなくなっていくわけですから、そういうものを考えたときに、やはり子供たちがそういう場に行くことによって、何がしかつかまえたり、興味を示してくれることによって、将来的な農業に従事するというような感情が湧いてくる可能性はすごくあるわけですが、先ほど申しましたように、やれ、やれと言っても、やるのは執行部ですから、その辺についても、今後の課題ということでお願いという形になろうかと思えます。

それとまた、利活用の2つ目といたしまして、生ごみをグリーンファームで堆肥化していく場所として利活用してはどうかと考えます。

現在、刈谷地区だけで生ごみの堆肥化を行っておりますが、堆肥化することで肥料として使うことができるのはもちろんのこと、ごみの減量や生ごみが混入していなければ、可燃しやすくクリーンセンターでの燃料費の削減にもなるわけです。全て連鎖というふう考えたときに、生ごみの堆肥化については、全市的に拡大できることであれば、ぜひ拡大してほしいと考えますが、執行部の考えをお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） ただいまの生ごみの堆肥をつくる場所としての活用ということなのですが、何度も同じ回答になってしまうのですが、あの土地に対しましては、農業を営むことを目的としまして、農地法の3条により、阿見町農業委員会の総会を経て取得したものでありますので、堆肥を製造する場所としての利用はちょっとできないと思っております。

また、市内の畜産農家、現在13ほどございます。その中で、特に2カ所の畜産農家におきましては堆肥のほうを製造しております、大変良質な堆肥を製造しております。結局、畜産農家の場合は、家畜排せつ物等がございますので、そちらの中で堆肥を適正に処理しなければいけない。そういったことから堆肥をつくるということになっております。そういったところで、農家のほうは、そこから購入したりしております。生ごみだけでは良質な堆肥というのは

ちょっとできないので、やはり家畜のふん尿とかそういったものをまぜることによって良質な堆肥ができるわけです。

ですから、そういったことも踏まえまして御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、生ごみに対しまして2カ所の家畜等を飼っているところに出しているということでありますけれども、農業において肥料というものは不可欠のもので、今、例えば常陽発酵農法牧場約190万円、180万9,000円ぐらい出しているわけですから、このものを牛久市で逆に、畜ふんというか、家畜のふんを買って、良質な堆肥をつくるというふうなことは考えられるのかどうかということですね。それは絶対に農作物をつくるには必要でありますから、そうすることによって、少額ではありますけれども、190万円のお金というものが浮いてきますし、その辺についての考えもお尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 再度の御質問にお答えします。

まず、大前提としまして、あの場所に堆肥場をつくるということがまず不可能ということがございます。それと、生ごみを市が、グリーンファームがつくるとなると、その許可が必要になります。生ごみを購入するとか、動かすことに関しましていろいろな制約がございますので、ちょっとその辺は無理なのかなというふうにちょっと考えております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 自分の畑でつくった堆肥を自分の作物の生産のためにも使えないというような状況であれば、この議論はできませんので。

それでは、グリーンファームでのバレイショだけの生産じゃなくて、今すぐく収益を上げているという漢方薬等の原料に使われる生薬を生産することで、ランニングコスト等の収益を上げるというふうに考えますけれども、今、日本の漢方薬の原料は8割方中国から輸入しておりますが、中国では、現在、人件費等の高騰とか、中国自身でも漢方薬の需要がある。あるいはEUなんかも漢方薬の穏やかな効き目ということで大変需要が高まっておりますので、原料の高騰というものがあるわけですので、なかなか日本において漢方薬を扱う製薬会社は、チャイナリスクを避けるために生薬生産地を多様化していきたいというようなことを言っておりますので、この辺については、市としてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 漢方薬の栽培につきましての御質問にお答えいたします。

3年ほど前に牛久愛和総合病院の院長先生とお話をさせていただいたことがございました。

その中で、その先生は漢方にちょっとたけた方なんですけれども、先生がおっしゃるには、薬草を牛久市でつくるということは可能だそうです。ただ、形はできるんですけれども、そのとれた産地や大きさによって薬効が全然変わってしまうということが実情だそうです。

しかし、うしくグリーンファームにおきましても、土壌のアドバイスをしている方からいろいろお聞きしまして、試験的ではあるんですけれども、平成25年からシャクヤクを約10アールほど作付しております。今後につきましても、こういった育成とか採算性を考慮しながら、牛久の地に合った薬草ができるのであれば、そういったことを研究して、また考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） シャクヤクが現時点で生産されていると伺ったわけですが、一番使われているのは、カンゾウという黄色い花が咲いて大変きれいな花ですので、いろいろなカンゾウは使われることになっておりますので、シャクヤクと並んで、ぜひ、カンゾウの花、そうすることによって、花も切り花にもなりますし、いっぱい咲いていけば、そこに、今花を見る人たちが本当にあちらこちらから来たりする場合も多いので、そういうものも視野に入れてもっと研究していただければと考えているところです。

それでは、学校給食の食材の生産を、できるだけ多くの種類を生産し、給食の食材の全部を担うということまでにはいかないにしても、大方、グリーンファームで学校の給食の食材が安全安心な食材を供給できるというふうに、そのような考えをまた市民の人たちもぜひ育ちの中で、今農家の人たちは手薄のために、かなり消毒をしているので、やはりそういうものができればいいというような、お子様をお持ちの方たちの若い人の声でもありますので、その辺についてはどう考えているのか、お尋ねします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） 学校給食への食材の提供につきましては、現在、21名の農家によりまして学校給食部会をつくり、安全安心な野菜を給食の材料として提供しております。グリーンファームがもし薬物野菜とかそういったものまで栽培するとなると、技術の習得や必要な機械をそろえたり、今の作付計画も大きく変更しなければなりません。

うしくグリーンファームにおきましても、給食部会の一員としまして、現在生産しているジャガイモや大根を給食に提供しております。このようなことから、今後につきましても、学校給食部会の専門農家それぞれの良質の野菜を学校給食材として提供してまいりたいと考えております。以上です

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 薬物は一番虫等に食われて、それが一番消毒するというふうに誰も

が思っていることですので、葉物を生産しないのであれば、根菜類みたいなものは、地中にも何かセンチウとか、オケラを死滅させるためにかなりの消毒をするというふうには、逆に農家の人たちからも伺っているわけですが、そういうものが、一回の食事に対しては微量であっても、長い間にはそれが蓄積する成分であれば大変体に負荷を与えていると思っておりますので、その辺についても、グリーンファームでは大根とパレイショということであれば、それはそれなりにしようがないかなというふうには思っております。

では、⑤として、福祉と家庭菜園とのコラボレーションについてであります。御存じのとおり、先ほどから申し上げましたように、牛久住民の多くはサラリーマンです。価値観も個々の行動も多様性があるので、時間の使い方の一つといたしまして、現在、福祉センターのほうにお風呂に入ったり、あるいはカラオケ等に興じてということで、バスを運行されておりますが、私の考えでもありますし、高齢者の人たちの元気のもとをくれという、何か目的をくれというような声も多々聞かれますので、グリーンファーム行きのそれこそバスを定期的に運行するというようなこと、そういうことによって、家庭菜園で生産をする。そして、自分も食べるけれども、楽しみながら、周りに売ることができる。やはり、先ほど申しましたように、安全な医食同源でありますから、安全な食を食べたいというのは誰しもの願うことでもありますので、そういうことを考えたときに、そこに行けば農薬を使用していない野菜を買うことができるということで、私ども消費者にとっても楽しさがあると思いますので、お互いの生産者と消費者の互惠関係ということで、やはりそういうグリーンファームの利活用があるのではないかと、うふうに考えますけれども、このような仕掛けについて、どのように考えているのか、先ほど来の答弁を聞いておりますと、同様の答弁が返ってくると思いますけれども、一応、通告しておりましたので、お願いいたします。

○議長（市川圭一君） 経済部次長飯泉栄次君。

○経済部次長兼農業政策課長（飯泉栄次君） グリーンファームの場所を家庭菜園としての場所としてはどうかということなんですけれども、現在、牛久市内に特定農地貸付法という法律のもと開設されている市民農園が9カ所ほどございます。牛久市では、行政区を管理団体としまして、牛久市元気農園貸付規定に基づきまして、元気農園として開設し、多くの方々が汗を流しているところです。農作業に携わるということは、健康面から見ても歓迎すべきことではあります。あそここの場所につきましても開設はちょっと今のところ考えておりません。

ただ、市民の方で、そういった家庭菜園をやりたいという要望があれば、また新たな元気農園等の開設も考えております。毎年、ちょっとお話しはあるんですけども、なかなか進めていく中で、開設できないというのが実情でございます。それと、あくまでも家庭菜園の場合は、やはり農地を使うということで縛りがあります。牛久市の場合は特定農地貸付法を使っている

んですけども、その中で、牛久市の規定の中でも、営利を目的とした栽培というのはちょっとできません。ただ、自分が消費して、それでも余った場合とか、そういったものであれば販売ということも可能なんですけれども、最初から営利を目的とした栽培はできませんので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木のぶ子君。

○9番（黒木のぶ子君） 今、家庭菜園を皆さんやっているわけですけども、ある一定の年齢を経たしまうと車の運転することもしなくなりますし、遠方まで自転車に肥やしやいろいろな機材を積んでいくというのは大変困難になるわけですから、そこに体一つで行けばそこに全てのものが整っている。草取りとか、種まきとか、本当に軽度な作業で家庭菜園を楽しめるというふうなことであれば参加したいという人がいっぱいいるわけですから、ちょっとした物事に対する考え方と配慮なんです。

その辺のことに今議論して、しょうがないと思いますので、今後の課題ということで、私の一般質問は終わります。

○議長（市川圭一君） 以上で、黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は14時50分といたします。

午後2時36分休憩

---

午後2時50分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。創政クラブ所属、甲斐徳之助です。前回に引き続き、市民の皆様の声を市政に届けるべく懸命に活動しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。このたびの質問は2点ございまして、学校教育環境関係と市内道路環境についてです。

まず、学校関係の質問となります。

きのう、守屋議員の質問にもございましたが、私のほうは岡田小学校保護者及び関係者より、グラウンドが正門より通学路となっていて、雨天時の水はけが悪い。風の強い日は土が舞うなどと連絡を受けています。



そこで、今後市内の小学校のグラウンドの芝生化の再開と前述の点の対応をお聞きます。

2点目としまして、市内の幹線を初めとする車道の交差点の夜間照明が暗く、運転上、歩行者が見えにくいなどの声が寄せられております。最近、夕暮れも早くなり、帰宅時間帯など大変危険を感じるようであります。

例えばの例を挙げますと、市内の幹線ですと、牛久消防署から国道408号線までの道路や交差点、またひたち野西4丁目付近の道路が国道6号線から西大通りまで車の抜け道に利用されることが多く交通量が多い。そして街灯が少なく、夜になると暗く、子供たちの帰りが不安であるなどの安全確認が求められる声が上げられました。

交通安全、また防犯上の観点から、どのように対応できるかお示しいただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 甲斐議員の市内道路環境についての御質問でございます。

道路照明は、夜間の視界を向上させることで道路や交通の状況を確認しやすくし、歩行者の安全を守るため、主要幹線道路や交通量の多い交差点などに設置しており、このような場所は、御指摘の牛久消防署前から国道408号線までの交差点も含め、国道・県道との交差部が多いため、現在も国や県との連絡・情報交換等を密にし、通行に支障のないように管理しているところでございます。今後は、管理を強化するために、定期的に巡回し、危険箇所の把握に努めてまいります。

現時点で、電球切れ以外で、著しく暗く危険と思われる箇所は確認できておりませんが、定期巡回の中で、交通安全に必要と判断した箇所につきましては、街路灯の増設などの改善を進めてまいります。また、新設及び建てかえ時には、LEDへの移行も視野に入れて検討してまいります。

また、ひたち野西4丁目付近についてでございますが、急速な宅地化に伴い、防犯灯が追いついていない地域がございます。防犯灯設置は、行政区からの要望に基づき進めてまいり、この地域においても行政区内での要望を集約した上で協議し、そして設置を進めていくことになります。

本年度も既にひたち野西行政区を含め、各行政区から多くの設置要望が寄せられておりますので、現状を調査し、緊急度の高い場所から設置を進めてまいります。犯罪抑止の観点からも防犯灯設置は重要であり、防犯カメラともあわせて対応しますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 教育委員会次長中澤勇仁君。

○教育委員会次長（中澤勇仁君） それでは、学校環境、特に芝生化につきましてお答えをい

たします。

当市におきましては、平成23年度にひたち野うしく小学校、平成26年度に牛久第二小学校におきまして、校庭の芝生化を行っており、ティフトン芝のポット苗をひたち野うしく小学校では約5万5,000株、牛久第二小学校では約3万7,000株植えつけをしております。

岡田小学校の校庭につきましては、水はけが悪いため、雨水排水対策として校庭の改修工事が必要だと認識しており、その中で校庭の芝生化も考えております。

校庭改修工事の実施設計につきましては、平成25年度に校庭の芝生化を含めて行っているところでございます。

実施設計の内容といたしましては、土壌改良や暗渠排水、散水設備等の整備などを予定しております。土壌改良につきましては、発生土を利用して造成し、路盤は再生砕石で造成を計画しております。暗渠整備につきましては、暗渠管の新設を、さらに校庭散水の水源として井戸の新設を予定しております。また、校庭につきましては、ひたち野うしく小学校、牛久第二小学校と同じく、ティフトン芝のポット苗を約4万8,000株植えつけし、約5,800平方メートルを芝生化する計画となっております。工事を実施する場合には、全体の工期といたしまして、芝生の養生期間も含め約1年を予定しております。

実施時期につきましては、サッカー少年団の利用なども考慮しまして、教育委員会で検討した上、補助金等の活用も視野に入れまして、今後5カ年の計画の中で実施してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 御回答ありがとうございます。

まず、グラウンドの芝生化のほうなんですけど、実施設計まで終わっていらっしゃるということでしたので、今後5カ年という対応では、ちょっと在校生の在学期間中を考えると、少し遅いなど私のほうで考えていますので、できれば教育予算の中でいろいろあると思うんですが、早目の実施回答を求めて質問とさせていただきます。

また、市内道路の件も、市長の掲げる安心安全のまちづくりということで、特に今回、ひたち野西地区の住民のほうからお声が上がりましたけれども、住民に密着する強い要望でありますので、随時御検討いただき、早期実現のほうをお願いして、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。以上です。

○議長（市川圭一君） 甲斐議員、答弁は求めないんですか。質問でしょう。今質問したんですよね、再質問。

○10番（甲斐徳之助君） いや、終わりましたよ。早期……、求めまして、以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

次に、4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 4番伊藤裕一でございます。通告に従いまして一問一答方式にて3点質問させていただきます。

まず、大きな1点目といたしまして、第2つつじが丘区民会館の建てかえに当たってについてお伺いいたします。

第2つつじが丘区民会館につきましては、老朽化に加え、耐震性の不足により、区民会館であるのに避難所指定を外されるといった問題を抱えておりまして、一部で建てかえるべきではないかという意見も出ております。この件は、行政区の回覧板などを通じおおむね周知されているところではありますが、住民の方から正式に意見を伺うのはまだこれから。さらに用地の選定についても、取り沙汰されている土地はありますけれども、やはり決定されていないといった状況の中、地域住民と担当課の打ち合わせの席上、この質問を行うことで、近隣住民の方から会館建てかえ計画は決定済みとの誤解を招くのではという懸念を職員が表明したという情報を伝え聞きまして、職員各位におかれましては、議員の質問の介入となることがないように御留意をいただきたいとも思うのですけれども、おっしゃることは理解できまして、私としても、混乱を招くのは本意ではございませんので、今回は、最初に2点強調させていただきます。

第2つつじが丘区民会館、つつじが丘第1街区公園のみについての質問ではなく、市全体の制度にかかわる話であること。さらに、取り上げる具体的な内容は、何ら決定事項ではなく、一つの案にすぎないという2点でございます。

それでは、本題に移らせていただきます。

1項目は、街区公園指定についてです。公園には、都市公園に指定されている公園とそうではない公園がございまして、都市公園指定されている公園は、用地活用に市のみならず、県の許可が必要であるなどさまざまな制約があるそうです。現第2つつじが丘区民会館に隣接するつつじが丘第1街区公園は都市公園でありまして、新区民会館はどこに建つのか、まだわかりませんが、少なくとも当面は今の会館が使用されるということで、イベント時の活用することなども考えますと、例えば都市公園指定を同じ地域内にあります第2つつじが丘第2公園など、ほかの公園へ移すことも有効ではないかと考えるのですが、そうした公園の活用を円滑にするためという理由で都市公園指定を移すということは可能なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 街区公園の指定を移すことについて、御質問についてお答えいたします。

牛久市において管理している公園は全部で139カ所ございます。そのうち、都市計画法に基づき、その位置や種別を決定している都市公園が23カ所、その他の一般公園が116カ所となります。都市公園は、運動公園、近隣公園、今御指摘ありました街区公園など、さらに種類が細分化され、それぞれの目的に応じた面積規模などが定められてございます。

御質問にございます街区公園は、その街区に居住する方が利用することを想定しており、つじが丘第1街区公園は、昭和49年に民間開発によって設置され、その後、市に移管されまして、昭和55年に都市計画決定がされてございます。

御質問にございます手続の簡素化についてですが、都市計画決定されている公園は、原則として廃止や変更はされることはなく、やむを得ない事情で変更される場合であっても、都市計画法に基づく諸手続を踏むことが必要なため、手続の簡素化は現段階ではできません。

また、都市計画法に基づかない一般公園でありましても、公園施設の設置基準等は都市計画法に定められておりまして、建築物など、公園施設以外の用途となれば、公園としての機能が廃止されることとなるため、公園機能を変更や廃止することは困難であると考えてございます。

都市公園の変更については、公園利用者の皆様の利便性向上につながるものであれば必要であると認識しておりますが、都市計画、公園管理の観点なども踏まえて、法令にのっとった運用の中で適宜判断してまいりたいと存じております。御理解いただければと存じております。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 街区公園指定を移すのは難しいということで、2項目めといたしまして、公園の使用許可についてお聞きいたします。

それが指定を移すことが難しいということで、公園活用を進める次善の策といたしまして、祭典や防災訓練などで公園を使用する際には、迅速に許可を出すということが考えられます。この件に関しまして、さまざまな人の見解を私は聞いたのですが、「県と市、両方に許可をとらねばならず、大変だ」、「いや、二、三日で許可が出る」などさまざまな見解がございまして、いま一つはっきりわからない面もありますので、イベントで公園を使用する際の手続の流れ、所要期間をお示しいただければと思います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 街区公園を使用する際の手続についてお答えいたします。

公園は、通常、誰もがいつでも自由に利用できる場所ではありますが、団体等で夏祭りの盆踊り大会や秋の文化祭の催し、あるいは子供会の球技大会の練習等で公園の全部または一部を独占して使用する場合は、他の利用者とのトラブルを防ぐ目的もございまして、都市公園や一般

公園の区別なく、牛久市公園条例第22条の規定によりまして、公園の使用許可を受けた上で使用していただくことになってございます。

手続の流れといたしまして、使用予定日の5日前までに、使用目的、使用日時、使用内容等を記載した公園使用許可申請書を提出いただいた後、おおむね3日程度で使用許可を交付してございます。

許可条件といたしましては、公園利用者の安全に注意していただくことや、使用後の広場の整備、ごみの持ち帰り等に協力していただくことで、公園の利用者に気持ちよくご利用いただけるようお願いしている次第でございます。

こちらの説明につきましては、公園の使用許可ということで、5日前までにお申し込みをいただき、おおむね3日程度で許可証を発行しているという内容でございます。

議員が御指摘の相当期間かかるのではないかという話につきましては、占用の許可の話と使用の許可の話が混在しているのではないかというふうに考えますが、占用の許可につきましては、5日、3日の話ではなく、ずっと、例えば何らかの、例えばですよ。例えば防災倉庫を建てるとか、子供会の看板を立てるとか、そういうことになれば使用許可ではなくて、占用許可になりますので、今の答弁ではないという内容でございます。以上でございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 承知いたしました。街区公園指定を移すのは難しいですが、占用許可以外であれば迅速に許可は出るということでございますので、第2つつじが丘、現在、地域のお祭りも開けていない状況でございますが、そういった許可は簡単に出るということをして私としても周知の上、この公園、会館建設とは切り離して、活性化という方向で、私もそういう方向に持っていければと考えております。

では、2点目といたしまして、街路樹の管理について伺います。

けやき通りを初めといたしまして、市内各地の道路、公園に植えられている街路樹は、景観の向上、環境保全などに役立っており、新緑のシーズンなどは大変眺めがよいと感じるのですが、ちょうど今から少し前は落ち葉発生のピークでありまして、最近は清掃活動のおかげできれいになりましたけれども、夏には駅前の街路樹に生息しているムクドリ鳴き声が激しいとして市民相談を受けたこともございます。したがって、街路樹の管理にかかる負担というのは大変なものがあるなど感じております。管理に当たる方の高齢化、牛久市がベッドタウンとして発展し始めてから相当の年数がたっており、樹木が成長していると考えられることなどを踏まえ、一部の街路樹を伐採、剪定し、管理に係る負担を軽減すべきと私は考えますが、現状及び今後の街路樹の管理体制について、執行部の見解を伺います。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 街路樹の管理につきまして、伐採・剪定につきましてお答えいたします。

現在、市内には96の街路樹路線があり、18種、約5,300本の街路樹が植栽されています。管理する本数もかなり多いので、議員御指摘のとおり、一部伐採して管理本数を減らせば、管理に係るコストは削減できます。しかしながら、街路樹植栽の意義といたしまして、景観の向上、緑陰の提供、ヒートアイランドの抑制、CO<sub>2</sub>の吸収、騒音の緩和、ドライバーの視線誘導など街路樹によるさまざまな効果が挙げられ、市民の生活に大いに役立っております。

現在、樹木の管理といたしまして、電線や歩道幅員の関係で、樹木の高さや幅が制限されますので、それらに合わせた樹形と大きさを維持しながら、樹木に負担のかからない落葉後の適期に剪定管理を実施しておりますが、電線にかかった枝や街灯の明かりを遮るような枝は、時期を問わずに随時剪定等の管理を行っております。

今後も適切な街路樹の管理をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） よく街路樹なんかは、邪魔者扱いされるときがございます。けやき通りにおいても、伐採したときは、「何だこれ、こんなに切っちゃって、どうだ」という話もありました。でも、そのときの地域の皆さんは、その木で夏場は涼しく、皆さん、その木でもって大きな安らぎを得たということも事実でございます。また、それが落ち葉になってしまうと邪魔者扱い。これはちょっと、やっぱり自然と共生するにはちょっと異なるのだと私は思っております。やはりそういうときもあれば、こういう枯れ葉もあるということで、やっぱり自然との共生ということを考えれば、そのようなものはまず自分たちのことは自分たちの前とかそれは掃くというか、そういう物の考え方、まず、自分でできないものは、そういう私たち、役所でやるかそういうものであって、やはり自然との共存を考えたときのそういう思いの方というものが、皆さんにも少しわかっていただくと、そういうものの考え方が私はちょっと違ってくるような気がいたします。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） やはり、自然のものということで、眺めがいいときもあれば、管理に大変な面もあるといったことは理解できました。やはり観光地だとか頻繁に利用されている公園などは、むしろ街路樹をふやすくらいでもいいのかもしれませんが、中には、やはりほとんど人がいない公園などもありますので、調査の上、必要であれば伐採・剪定、含めて検討していただきたいと思います。

1点、再質問なのですが、街路樹の管理に当たっている方、さまざまいらっしゃると思いますが、どのような方が管理に当たっていらっしゃるのでしょうか。これは最終的には市役所ということにはなるのでしょうか、実際に作業をしている方はどういった団体の方なのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長兼施設整備課長（長谷川啓一君） 再質問にお答えいたします。

街路樹の管理につきましては、基本的には民間の剪定業者のほうに外注しております。ただし、しかしながら、緊急のものにつきましては市の職員直営で対応してございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） それでは、最後に大きな3点目といたしまして、職員採用について伺いいたします。

人材の「材」の字を財産の「財」と書くこともありますが、人はまさに財産であり、優秀な人材の確保は、市の行く末を決める上で非常に重要となつてまいるところであります。牛久市の人事行政の課題といたしまして、常勤、非常勤職員のバランス是正が言われておりまして、市長も正規職員の増員ということをおっしゃっておられますが、今後の採用方針はどのようなものであるのか、お示してください。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 伊藤議員の今後の採用方針についての御質問にお答えします。

現在の牛久市役所の職員構成につきましては、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営という原則を維持するとともに、年齢分布の偏りからくる業務の継続性の問題にも対応しなければなりません。そのために今後の職員構成の見直しに必要なコストやそれによる影響も考慮しつつ、経験豊富な定年退職者について、非常勤職員制度や再任用制度の運用を行うとともに、新規採用についても退職者の補充を念頭に置き、年齢構成のバランスと各職場の業務量を把握し、計画的な職員の採用をしてまいります。

人件費につきましても、職員の年齢構成の若返りによる削減効果も見込まれますが、トータルでは増加傾向になることは避けられないと考えております。持続可能な組織運営のためには、常勤職員の割合をふやすことが急激な人件費の増加とならないよう、計画的な採用を進めてまいります。

私が、選挙のとき、常勤職員の数がふえたことにより、市の職員の非常勤の皆さんは、その対応について云々ということが私の耳にも入っております。決して、非常勤の方がどうこうだというのではなくて、これからはやっぱりバランスのとれた職員構成であるということが、

私の一番の言いたいことと申しますか、そういうことでございまして、非常勤の方にも本当に常勤の方と同等の仕事をする方も私は見ております。これからの採用につきましても、人材のニーズ、そして各部署の適正な人員の配置を再考し、そしてこれからの職場をどうするのか、職員の数をどうするのかということを、私は職員の方皆様と今いろいろな施策を進めているところでございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 常勤、非常勤、手を取り合いながら、採用増方針ということですので、新しい職員の方含めまして頑張っていたいただければと思います。

次に、スペシャリストの採用についてであります。

日本の会社人事の特色といたしまして、新卒一括採用、それほど専門性について問われることのない人物第一による選考、職場でのオン・ザ・ジョブトレーニング、数年間隔の部署異動といった特徴が挙げられ、公的機関につきましても同様の習慣がございまして。一方、欧米では、例えば営業や経理など、ポストにあきが出た場合、即戦力となる後任を募集するといった形で、業務を明示した採用が行われ、採用後の部門異動は少ないようです。それぞれ一長一短ではありますが、牛久市のような比較的規模の大きくない市では、研修の機会なども考えますと、スペシャリストの即戦力の採用をふやすべきではないかと私は考えておりまして、平成27年度実施の採用試験について、広報うしく7月1日号には、「一般事務は通常の上級試験のほか、公務員等経験者や土木、設備、電気の有資格者、精神保健福祉士など多種多様な専門性を生かす人材を募集します。年齢制限も撤廃しています」と記載されるなど、専門性を重視していることがうかがえる記述がございまして。

その取り組みを一層進化させ、語学、ITなどといったように、募集職種をさらに細分化することを検討してはと思いますし、弁護士就職難のこの御時世ですから、法律専門家の採用なども考えられると思います。採用の行いやすい環境にあると、今は、そういった状況であると考えます。

この点を踏まえまして、職員の採用に当たり、専門性を重視するということにつき、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） スペシャリストの採用につきましては、地方行政の高度化・専門化が進む中、特定の技術や専門能力が多く現場で必要となつてまいりました。当市でも、市の施策を遂行するために必要な専門知識を有する職員の採用を行っております。

議員の質問にもございましたが、本年度も土木、設備、電気、精神保健福祉士の専門職の募集を行っているところでございます。



しかしながら、多くの応募者が集まる一般事務職と違い、専門職においては募集に対する応募が少なく、あっても実際には採用まで至らずに終わってしまうことがあります。今後においては、より幅広い広報活動も必要であると認識しております。

また、一方では、採用後の職員みずからが自己研さんに励み、スキルアップしていくことも必要であります。そのための研修等のバックアップ体制を強化するとともに、人事異動等についてもスペシャリスト育成の視点で行ってまいりたいと考えます。

また、御質問の法曹有資格者の件でございますが、実は平成24年度に弁護士資格を有する方など司法修習修了者を募集要件として法務担当職員を募集したことがございます。結果は、応募が1人もございませんでした。法曹有資格者の採用につきましては、常時、その職を任用しておくことの必要性と委託契約とのバランスを考慮した中で、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

その他専門職については、必要な技術と期間に応じ、その都度、専門的な知識を持った職員を募集してまいりたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） スペシャリストの採用については理解できました。

3項目めといたしまして、縁故採用の防止策についてであります。

牛久市の職員採用は、競争に基づき厳正に行われているものと信じてますが、市職員や政治家と近い関係であることを通じ、市の仕事内容に興味を持ち、職員採用試験を受験するということも考えられるわけでありまして、縁故採用が行われているかのような疑念を持たれないようにすることが重要です。

牛久市職員採用は、これから述べますように、独自性がありますけれども、仮に悪意を持った人があらわれた場合、採用の不正のおそれなきにしもあらずと感じましたので、防止策として、私は3点についてお伺いいたします。

まず、年齢制限についてであります。

先ほども触れましたが、牛久市の採用試験は年齢制限なしということで、スキルを持った人を採用するにはよいことだと思うのですが、やはり年齢構成のバランスとか縁故採用の歯どめといったことを考えますと、一定の上限は必要かと思っております、少し高目の34歳に設定している福島県とか千葉県の例を参考に、30代半ばくらいに設定してはいかがでしょうか。

また、牛久市は、第一次試験合格者のうち、10%から20%ほどしか採用されていないようですが、これは他自治体と比べると低目の合格率でありまして、私もかつて公務員試験を受験しましたが、一次試験合格者のうち、半分程度を最終合格者としている自治体が多く、茨城県では、平成27年度実施大卒程度事務職採用試験では、第一次試験合格者163名のう

ち、76名が最終合格しているようです。もちろん、ペーパーテストで仕事の優秀さが決まるものではありませんが、筆記試験の実施には縁故採用防止という役割があるのもまた事実でありまして、牛久市が筆記試験の段階で余り人数を絞っていない理由などがありましたら、教えてください。さらに、外部の人材に面接官を務めていただくことも有効かと思われませんが、現状、どのような形で面接が行われ、採用が決定されているのか。職員以外の方は採用にかかわっているのか、お示してください。

以上、縁故採用の防止策として、年齢制限、筆記試験、採用プロセスの3点になりますけれども、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 縁故採用の防止に係る3点の御質問にお答えいたします。

市職員の採用は、地方公務員法第15条の規定によりまして、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないとされております。よって、縁故採用は当然あってはならないものと認識しております。

年齢構成につきましては、現在の職員構成と将来においても持続可能な組織の維持を考えますと、全体の年齢構成の平均化を図っていくという必要がございます。結果として、現在少ない35歳以下の若年層の採用をふやしていきたいと考えております。市では、幅広い即戦力の職員採用を基本として、年齢制限を撤廃して募集を行ってまいりました。その結果、豊富な経験と実績を有した有能な職員を獲得できた実績もございます。

雇用対策法では、年齢にとらわれない人物本位、能力本位の募集、採用を行い、年齢にかかわらず均等な機会を与えることが義務化されておりますが、地方公務員については適用除外となっておりますので、今後は、採用事務経費軽減の側面も含め、ある程度採用計画にのっとりターゲットを絞った募集方法も検討してまいりたいと考えております。

次に、採用試験の内容でございますが、市職員の採用は一次試験から三次試験まででございます。一次試験は筆記試験、二次試験はプレゼンテーション試験及び面接、三次試験は面接試験を行っております。

二次試験につきましては、従来10人程度のグループによる集団討論を行ってまいりましたが、一人一人の個性が見えにくいという欠点がございます。そこで、前回の採用試験より一人一人をしっかりと見るプレゼンテーション試験を導入しております。

職員の採用につきましては、能力重視とはいえ、組織になじみず早期に退職してしまう例もあり、やはり人物を重視せざるを得ません。また、牛久市民のために汗をかける人物であることも重要であります。そのため、採用担当者としても、採用事務を通して、応募してきた方の

人となりを引きわめる技術を磨いてまいりたいと考えております。

最後に、選考試験のメンバーと外部の専門家についての御質問です。

採用試験につきましては、先ほど申し上げたとおり、一次試験から三次試験までございまして、最終面接の試験官は、基本的に市長、副市長、教育長の三役のほか、任用予定の職における担当部長及び人事部長が行っております。5名の試験官が幅広い目で採点を行い、偏りがないうように配慮してございます。間違いのない採用を行うためには面接のノウハウが重要でありませんが、毎年、人事担当者が民間専門機関が行う研修で、採用の専門家の指導を仰ぎながら、その最新の知識を試験官に伝えることや面接官を担当する職員に対して、面接試験技法研修を受講させることで対応しております。

一次試験につきましては、外部の専門業者による問題集の提供及び採点を業務委託しておりますが、外部の面接官につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 採用プロセスについて御説明をいただきました。筆記試験で余り人数を絞っていない理由についても伺いましたのですが、それは二次試験、三次試験という段階で面接があるということで、面接重視ということよろしいのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 再度の御質問にお答えいたします。

やはり、職員採用につきましては人となりというものをよく引きわめたいという本音がございますので、そこは人物重視ということで対応してございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 最近、一次試験で小論文やエントリーシートのみで自治体もふえてきましたので、面接重視ということは理解いたしました。厳正に採用を今後も行っていきたいと思っております。

もう一点だけ再質問させていただきます。

年齢制限についてなんですが、今までは幅広く募集してきたということですが、実際に40歳代、50歳代ぐらいの比較的高目の年齢の方で新規採用された方というのは近年いらっしまったのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 人事部次長小川茂生君。

○人事部次長兼人事課長（小川茂生君） 再度の御質問にお答えいたします。

平成21年度より大型工事を除き、今まで外部に発注しておりました設計積算業務を自前で行うことということを導入するために、民間事業者の見積書や設計書をさらに精査できるよう

に、豊富な経験を持つ1級建築士ですとか1級土木施工管理技師などの専門の資格を持つ職員の新規採用を開始しております。その結果、40歳以上の職員が採用されたという実績がございます。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 最後に、4項目めといたしまして、地域おこし協力隊について質問させていただきます。

こちらは担当課が別ということですが、隊員を臨時職員として採用する場合もあるということで質問させていただきます。地域おこし協力隊とは、過疎に悩む地方自治体におきまして、都市部出身の人材を地域活性化業務に当たるため、市臨時職員、嘱託職員などの形で採用した場合、国から報酬、活動費相当分として隊員1人当たり年間400万円まで特別交付税が得られる仕組みでありまして、茨城県内では、牛久市の姉妹都市であります常陸太田市やお隣の稲敷市などで隊員が活躍中とのことです。

活動内容としては、農業、商工業活性化、コミュニティ支援などのために、地域の中に入って働くことを通じ、将来、その地域での就業を目指すといった内容が多いそうでございまして、御承知のとおり、牛久市では、市全体では人口が伸びていますが、東部地域では過疎化が問題となっております、耕作放棄地の解消とか、奥野地区の学校の少人数教育などを進めている中で、地域おこし協力隊の隊員に協力してもらうことは極めて有効と考えております。

こちらはどこの自治体でも活用できるわけではなく、過疎地域であるとか、三大都市圏の外であるとか、条件があるのですが、その条件に当てはまる政令指定都市でも制度を活用しているところがあるそうでございます。私が調べたところによりますと、総務省ホームページにある特別交付税措置に係る地域要件確認表（平成26年度12月3日現在）という資料の中で、牛久市は三大都市圏外と記載されており、地域おこし協力隊の対象地域であると理解いたしました。

以上を踏まえまして、牛久市は地域おこし協力隊の対象地域であるという理解でよろしいのか。また、牛久市における地域おこし協力隊活用の可能性について見解をお示してください。

○議長（市川圭一君） 市長公室次長飯野喜行君。

○市長公室次長兼行政経営課長（飯野喜行君） 伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、伊藤議員の御質問の中にもありましたように、都市圏から地方部へ生活拠点を移しまして、移転先の地方公共団体から委嘱された隊員が、地域おこし支援あるいは農林水産業への従事、また住民生活支援などの地域協力活動を引き続き1年以上行うものであります。

現在、牛久市では、この活用の実績はございません。その理由といたしまして、牛久市には

十分な、まだ現在のところ人の流れ、またまちの活力があること。一貫して人口の増加をしていることがそのあらわれでもあります。また、現在策定中の地方版まち・ひと・しごと総合戦略の策定過程におきまして、産官学金労言、並びに市民代表からさまざまな意見をいただく有識者会議におきまして、首都圏のベッドタウンとして発展してまいりました牛久市の地域性、あるいは交通の利便性などから、この地域おこし協力隊に対する御意見はないのが現状でございます。

国の要件のところからしましても、牛久市もその交付税の対象地域にはなると認識しております。しかしながら、地域おこし協力隊の任務終了後、あるいは地域おこし協力隊として嘱託職員あるいは臨時職員としての活用、あるいはその任務終了後におきましても、地方公共団体の職員に活用する、採用する事例もあることは認識しております。

牛久市の職員採用におきましては、牛久市を愛する、あとは有能で多種多様な人材を多方面にわたって募集をできることから、今以上の採用方法はないと認識しております。

以上のことから、職員としての採用も含めまして、今後におきましても牛久市の地域おこし協力隊の活用は検討しておりませんので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（市川圭一君） 伊藤裕一君。

○4番（伊藤裕一君） 現在、検討はしておられないということですが、さまざまな事業で「国庫補助を活用して」という言葉が出てまいります。お金の話で恐縮でございますけれども、こちらはほとんど国庫補助でできる事業ですので、今後、全く検討しないということではなく、頭の隅に入れるとか、研究するとか、そういった検討を続けるということは、できればやってほしいと思います。こちらは答弁は結構でございます。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 以上で、伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時40分延会